



# 人事委員会年報

令和 3 年度

埼玉県人事委員会

# 目 次

## 第1章 委員会関係

1	人事委員会の構成及び運営	1
2	事務局の組織及び事務分掌	2
3	委員会の議決事項	5
4	条例案に対する意見	7
5	人事委員会規則の制定・改廃状況	8
6	通知の制定・改廃状況	10

## 第2章 任用関係

1	採用試験	11
2	採用選考	21
3	昇任	23
4	転任	25
5	臨時的任用	25

## 第3章 給与関係

1	職員の給与等に関する報告、勧告及び意見	26
2	職員給与実態調査	30
3	職種別民間給与実態調査	34

## 第4章 公平審査関係

1	不利益処分に関する審査請求	35
2	勤務条件に関する措置要求	36
3	苦情相談	36

## 第5章 勤務条件関係

1	人事管理に関する報告（意見）	37
2	定年を段階的に65歳に引き上げるための条例の改正についての意見	37
3	労働基準監督の状況	37
4	職員団体の登録状況	41
5	年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績	42

## 第6章 その他

1	会議等開催状況（令和3年度）	44
2	事務局職員名簿	45

参 考 資 料	47
---------	----

# 第 1 章 委員会関係

人事委員会は、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく条例により設置された中立的かつ専門的な人事機関であり、3人の委員で構成される合議体の執行機関である。

人事委員会の権限は、職員の採用及び昇任に係る競争試験及び選考の実施、給与等に関する調査・研究及び報告・勧告、勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求についての審査、労働基準監督業務としての職権行使など、人事行政全般にわたるものである。

人事委員会は、人事委員会会議規則に基づき、定例会及び臨時会を開催している。令和3年度は、定例会を24回、臨時会を4回開催した。

## 1 人事委員会の構成及び運営

### (1) 人事委員会委員

委員は、知事が議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

職名	氏名	在任期間	前職等
委員長	武笠正男	平成30.3.31～令和4.3.30 [委員長在任 平成30.4.2～令和4.3.30]	(現)弁護士
委員長	池本誠司	令和4.3.31～ [委員長在任 令和4.3.31～]	(現)弁護士
委員	森谷弘史	平成30.12.27～	(現)マレリ(株)会長
委員	関口和代	令和1.12.28～	(現)東京経済大学経営学部教授

### (2) 委員会の開催状況

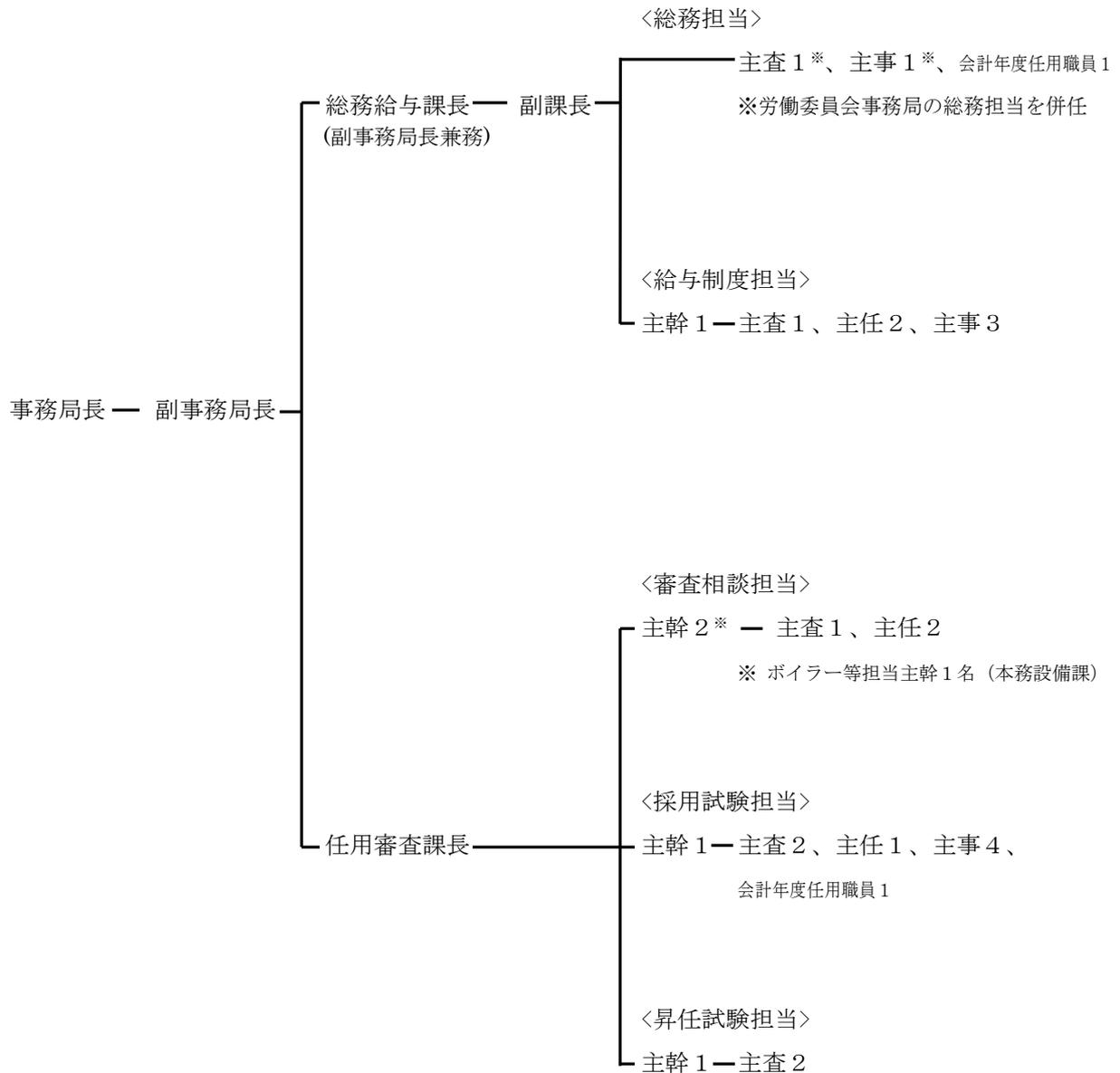
委員会の開催状況は、次のとおりである。

区分	年月	3年										4年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
回数	定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	臨時会					1	1							2	4
	計	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	2	2	4	28
付議事項	議決	7	1	5	5	6	2		4	2	4	8	15	59	
	協議		1	1	1	2	1		2					8	
	報告	10	3		3	2		4	2	5	1	3	1	34	
	その他	1				1	1		1		1			5	
	計	18	5	6	9	11	4	4	9	7	6	11	16	106	

## 2 事務局の組織及び事務分掌

(令和4年4月1日現在)

### (1) 組織図



## (2) 事務分掌

### 《総務給与課》

#### 〈総務担当〉

- 1 人事委員会（以下「委員会」という。）の会議に関する事。
- 2 委員会の広聴及び広報に関する事。
- 3 事務局の組織、人事、給与及び服務等に関する事。
- 4 委員会の委員等の位勲、褒賞及び表彰に関する事。
- 5 委員会の予算、決算、会計及び物品の管理に関する事。
- 6 委員会の公印の管理に関する事。
- 7 委員会の文書の收受、発送及び編さん保存に関する事。
- 8 人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告に関する事。
- 9 その他、他の担当の所掌に属しない事務に関する事。

#### 〈給与制度担当〉

- 1 職員給与実態調査に関する事。
- 2 民間給与実態調査に関する事。
- 3 給料表及び給与に関する報告及び勧告その他給与に関する事。
- 4 職員の給与に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- 5 給与の支払の監理に関する事。
- 6 人事評価に関する事。

## 《任用審査課》

### 〈審査相談担当〉

- 1 勤務時間、休暇その他の勤務条件（他の担当の所掌するものを除く。）に関する事。
- 2 分限、懲戒、服務及び退職管理に関する事。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出（他の担当の所掌するものを除く。）に関する事。
- 4 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
- 5 不利益処分に関する審査請求の審査に関する事。
- 6 職員からの苦情相談の総括に関する事。
- 7 職員団体に関する事。
- 8 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に関する事。
- 9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第2項の規定に基づく審査に関する事。
- 10 職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定に基づく調査審議に関する事。

### 〈採用試験担当〉

- 1 人事記録の管理及び人事に関する統計の作成に関する事。
- 2 競争試験、選考その他の任用（他の担当の所掌するものを除く。）に関する事。
- 3 任用候補者名簿（他の担当の所掌するものを除く。）に関する事。
- 4 試験制度等の調査研究に関する事。
- 5 人物試験委員に関する事。

### 〈昇任試験担当〉

- 1 主査級昇任試験及び研修に関する事。
- 2 昇任選考等に関する事。

### 3 委員会の議決事項

令和3年度人事委員会の議決事項は、次のとおりである。

開催期日・回数	議 決 事 項
3. 4. 6 (第1回定例会)	1 令和3年(不)第1号事案について 2 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認事項の除外について
3. 4. 20 (第2回定例会)	1 住居手当に関する規則の一部を改正する等の規則について 2 学校職員の給与関係規則の改正等に係る協議について 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則附則第7条に基づく委員会の承認について 4 令和2年(不)第1号事案について 5 令和3年度職員採用試験の実施について
3. 5. 25 (第4回定例会)	1 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
3. 6. 8 (第5回定例会)	1 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認について 2 令和2年(不)第1号事案について 3 採用候補者の選考について
3. 6. 22 (第6回定例会)	1 令和元年(不)第3号事案について 2 採用候補者の選考について
3. 7. 27 (第8回定例会)	1 人事行政の運営等の状況に関する報告について 2 職員の勤務時間、規則等に関する規則の一部を改正する規則について 3 令和3年(不)第2号事案について 4 令和2年(不)第1号事案について 5 採用候補者の選考について
3. 8. 5 (第9回定例会)	1 労働基準監督機関の職権行使について
3. 8. 19 (第1回臨時会)	1 転任の承認について
3. 8. 26 (第10回定例会)	1 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について 2 令和3年度埼玉県職員採用上級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について 3 昇任候補者の選考について 4 採用候補者の選考について
3. 9. 9 (第11回定例会)	1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見について
3. 9. 22 (第12回定例会)	1 審査請求について

開催期日・回数	議 決 事 項
3. 1 1. 1 8 (第16回定例会)	1 令和3年(不)第3号事案について 2 令和元年(不)第3号再審事案について 3 令和2年(不)第1号事案について 4 令和3年度埼玉県職員採用初級試験等の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
3. 1 2. 2 (第17回定例会)	1 令和3年度埼玉県経験者職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について
3. 1 2. 2 3 (第18回定例会)	1 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
4. 1. 6 (第19回定例会)	1 令和3年(不)第3号事案について 2 労働基準法に基づく時間外勤務等の調査依頼について
4. 1. 2 0 (第20回定例会)	1 令和4年度埼玉県警察官(巡査)採用試験事務の警察本部長への委任について 2 労働基準監督機関の職権行使について
4. 2. 3 (第21回定例会)	1 令和4年度埼玉県警察官(巡査)採用試験実施計画の承認について
4. 2. 1 7 (第22回定例会)	1 埼玉県議会からの意見照会に対する回答について 2 令和3年(不)第3号事案について 3 退職手当の返納命令処分に係る諮問について 4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則等について 5 令和4年度埼玉県職員採用試験の実施について 6 採用候補者の選考について 7 昇任候補者の選考について
4. 3. 3 (第23回定例会)	1 採用候補者の選考について 2 昇任候補者の選考について
4. 3. 1 7 (第3回臨時会)	1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について 3 令和3年(不)第3号事案について
4. 3. 2 2 (第24回定例会)	1 給与制度に係る人事委員会規則の改正について 2 管理職員等の範囲を定める人事委員会規則の改正について 3 人事異動等に伴う給与決定に関する承認について 4 採用候補者の選考について 5 昇任候補者の選考について 6 転任の承認について 7 労働基準監督機関の職権行使について 8 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第13号の規定に基づく承認について
4. 3. 3 1 (第4回臨時会)	1 委員長選挙 2 委員長職務代理者の指定

#### 4 条例案に対する意見

意見提出日	議案番号	件名	条例の概要	意見
3.10.6	令和3年9月 定例会 第123号議案	職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例	令和3年9月9日付けの埼玉県人 事委員会の職員の給与について の勧告を踏まえ、職員の期末手 当を改定等するものである。	いずれも適当であると 認める。
	令和3年9月 定例会 第124号議案	学校職員の給与に関する条 例及び会計年度任用学校職 員の報酬等に関する条例の 一部を改正する条例	令和3年9月9日付けの埼玉県人 事委員会の職員の給与について の勧告を踏まえ、学校職員の期 末手当を改定等するものである。	
4.2.17	令和4年2月 定例会 第25号議案	職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例	令和3年9月9日付けの埼玉県人 事委員会の人事管理に関する報 告を踏まえ、非常勤職員の育児 休業等の取得要件を緩和すると ともに、育児休業を取得しやすい 勤務環境の整備に関する措置等 を定めるものである。	適当であると認める。

## 5 人事委員会規則の制定・改廃状況

規則番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
1-75	3. 8. 31 (3.9.1施行)	埼玉県人事委員会の保有する個人情報 の保護等に関する規則の一部を 改正する規則	デジタル庁設置法が令和3年9月1日 から施行されるのに合わせて、 総務省設置法の一部が改正され たことに伴い、所要の改正を行 う。
7-1048	3. 4. 23 (3.4.23施行)	住居手当に関する規則の一部を改 正する等の規則	職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例(令和元年改正条 例)附則第5項に規定する住居手 当に関する経過措置が令和3年3 月31日をもって終了したことに 伴い、住居手当に関する規則に ついて改正等を行う。
7-1049	3. 5. 28 (3.5.28施行 ・3.4.1適用)	職員の特殊勤務手当に関する規則 の一部を改正する規則	組織改正に伴い、所要の改正を行 う。
7-1050	3. 9. 14 (3.9.16施行)	管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則	職の見直しに伴い、所要の改正を 行う。
7-1051	4. 3. 8 (4.3.18施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を 行う。
7-1052	4. 3. 8 (4.3.18施行)	給料の調整額に関する規則の一部 を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を 行う。
7-1053	4. 3. 31 (4.4.1施行)	管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を 行う。
7-1054	4. 3. 31 (4.4.1施行)	宿日直手当に関する規則の一部を 改正する規則	精神保健福祉センターの自立訓 練施設に係る業務が指定管理者 へ移行したことに伴い、所要の 改正を行う。
7-1055	4. 3. 31 (4.4.1施行)	初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則	組織改正等に伴い、所要の改正を 行う。
7-1056	4. 3. 31 (4.3.31施行 ・3.4.1適用)	給料の調整額に関する規則の一部 を改正する規則	保健医療政策課付で地方独立行 政法人埼玉県立病院機構へ派遣 の医師及び作業療法士について 、給料の調整額を含めた給料の 月額により退職手当を算定でき るよう、所要の改正を行う。

7-1057	4. 3. 31 (4.4.1施行)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	精神保健福祉センターの自立訓練施設に係る業務が指定管理者へ移行したことに伴い、所要の改正を行う。
12-138	4. 3. 31 (4.4.1施行)	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応するため、所要の改正を行う。
12-139	4. 3. 31 (4.4.1施行)	埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改正に伴う職の新設及び廃止に対応するため、所要の改正を行う。
13-56	3. 7. 30 (3.7.30施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	令和3年度の夏季休暇について、新型コロナウイルス感染症対策業務等に従事した職員について、取得対象期間を6月から10月までの間に拡大し、併せて国の法令改正に伴う所要の改正を行う。
13-57	3. 12. 28 (3.1.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	フレックス勤務の対象として、不妊治療を受けている職員を追加し、不妊治療休暇を新設し、非常勤職員について、不妊治療休暇、出産補助休暇、育児参加のための休暇を新設し、出産休暇を無給から有給とするとともに、その他所要の改正を行う。
13-58	4. 3. 29 (4.4.1施行)	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	非常勤職員の子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件及び介護休暇及び介護時間の取得要件について、取得要件を緩和するとともに、その他所要の改正を行う。
17-37	4. 3. 29 (4.4.1施行)	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先団体に「全国都道府県議会議長会」を追加するとともに、2団体を削除する改正を行う。
18-13	4. 3. 29 (4.4.1施行)	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	条例改正（非常勤職員の育児休業等の取得要件の改正に伴う所要の改正）及び「職員の育児休業等に関する条例」の改正に伴う項ずれについて所要の改正を行う。

## 6 通知の制定・改廃状況

文書番号	公布年月日 (施行・適用年月日)	件名	概要
人委第40号	3. 4. 23 (3.4.23施行)	「令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則の運用について」の廃止について	令和元年改正条例附則第5項の規定による住居手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則7-1032)の廃止に伴う本通知の廃止
人委第718-1号	4. 3. 31 (4.4.1施行)	「管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正について	組織改正等に伴う改正
人委第718-2号	4. 3. 31 (4.4.1施行)	「給料表の適用範囲に関する規則の運用について」の一部改正について	組織改正等に伴う改正

## 第 2 章 任用関係

### 1 採用試験

地方公務員法第 17 条の 2 第 1 項及び職員の任用に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、次の採用試験を実施した。

- ① 職員採用上級試験
- ② 職員採用初級試験
- ③ 免許資格職職員採用試験
- ④ 経験者職員採用試験
- ⑤ 警察官（巡査）採用試験Ⅰ類
- ⑥ 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類
- ⑦ 警察官（巡査）採用試験Ⅲ類
- ⑧ 警察官（巡査）採用試験（国際捜査Ⅰ類）
- ⑨ 警察官（巡査）採用試験（武道・体育指導Ⅰ類）
- ⑩ 警察官（巡査）採用試験（サイバー犯罪捜査Ⅰ類）
- ⑪ 警察官（巡査）採用試験（サイバー犯罪捜査Ⅱ類）
- ⑫ 警察事務職員採用上級試験
- ⑬ 警察事務職員採用初級試験
- ⑭ 市町村立小・中学校事務職員採用上級試験
- ⑮ 市町村立小・中学校事務職員採用初級試験

上級試験（①、⑫、⑭）の受験者は、前年度より 114 人（6.0%）減少し 1,787 人となり、合格者は前年度より 93 人（17.3%）減少し 444 人となった。一般行政では、受験者が前年度より 77 人（6.1%）減少し 1,183 人となり、合格者は 49 人（14.7%）減少して 284 人となった。倍率は 0.4 ポイント増加し 4.2 倍となった。

初級試験（②、⑬、⑮）の受験者は、前年度より 30 人（5.6%）減少し 502 人となり、合格者は前年度より 7 人（8.9%）減少し 72 人となった。一般事務の合格者は 8 人（28.6%）減少して 20 人となり、倍率は 1.9 ポイント増加し 10.6 倍となった。

免許資格職試験（③）の受験者は、前年度より 32 人（18.9%）増加し 201 人となり、合格者は前年度より 12 人（26.1%）増加し 58 人となった。

経験者職員採用試験（④）の受験者は、前年度より 52 人（19.5%）減少し 215 人となり、合格者は前年度より 4 人（15.4%）増加し 30 人となった。一般行政では、受験者が前年度より 51 人（27.4%）減少し 135 人となり、合格者は前年度より 7 人（58.3%）減少し 5 人となった。倍率は 11.5 ポイント増加し、27.0 倍となった。

警察官採用試験（⑤～⑪）の受験者は、前年度より 245 人（6.3%）増加し 4,116 人となり、合格者は前年度より 254 人（33.4%）減少して 507 人となった。倍率は 3.0 ポイント増加し 8.1 倍となった。

なお、平成 19 年度から警察官採用試験（⑤～⑨）については、試験の実施を警

察本部長に委任している。また、平成29年度から「サイバー犯罪捜査Ⅰ類(⑩)」の試験区分を、さらに令和元年度から「サイバー犯罪捜査Ⅱ類(⑪)」を新設し、試験の実施を警察本部長に委任している。

(1) 受験資格

試験区分	主な受験資格
職員採用上級試験 市町村立小・中学校 事務職員採用上級試験 警察事務職員 採用上級試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成3.4.2～平成12.4.1に生まれた者(21歳～29歳)</li> <li>・平成12.4.2以降に生まれた者で、令和4年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める者</li> <li>・福祉については、社会福祉主事の任用資格の取得者又は令和4.3.31までに資格取得見込みの者</li> </ul>
職員採用初級試験 市町村立小・中学校 事務職員採用初級試験 警察事務職員 採用初級試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12.4.2～平成16.4.1に生まれた者(17歳～20歳)</li> </ul>
経験者職員採用試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和37.4.2以降に生まれた者(59歳未満)で、以下のいずれかのもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 大学を卒業後、民間企業等における職務経験を5年以上有する者</li> <li>イ 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業後、民間企業等における職務経験を7年以上有する者</li> <li>ウ 民間企業等の職務経験を9年以上有する者</li> </ul> </li> </ul>
免許資格職 職員採用試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師は、昭和60.4.2～平成10.4.1に生まれた者(23歳～35歳)</li> <li>・獣医師は、昭和60.4.2～平成10.4.1に生まれた者(23歳～35歳)</li> <li>・保健師は、昭和60.4.2～平成13.4.1に生まれた者(20歳～35歳)</li> <li>・栄養士は、平成3.4.2～平成14.4.1に生まれた者(19歳～29歳)</li> <li>・司書は、平成3.4.2～平成14.4.1に生まれた者(19歳～29歳)</li> <li>・それぞれの職種に必要な免許(資格)の取得者又は令和4年春季に行われる国家試験等により、免許を取得する見込みの者</li> </ul>

試験区分	主な受験資格
警察官採用試験 Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61.4.2以降に生まれた者で、大学を卒業若しくは令和4年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(34歳まで)</li> </ul>
Ⅱ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)昭和61.4.2～平成14.4.1に生まれた者で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業した者又は令和4年3月までに卒業見込みの者(19歳～34歳)</li> <li>(2)大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和4年3月までに修得見込みの者(Ⅰ類に該当する者を除く。同等の資格があると認められる者を含む。)で、昭和61.4.2～平成14.4.1までに生まれた者(19歳～34歳)</li> </ul>
Ⅲ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)第1回試験(高等学校を卒業見込みの者のみ) 昭和61.4.2～平成15.4.1に生まれた者で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない者(18歳～34歳)</li> <li>(2)第2回試験 昭和61.4.2～平成16.4.1に生まれた者で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない者(17歳～34歳)</li> </ul>
県外試験Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61.4.2以降に生まれた男性で、大学を卒業若しくは令和4年3月までに卒業見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると認められる者(34歳まで)</li> </ul>
県外試験Ⅲ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61.4.2～平成16.4.1に生まれた男性で、Ⅰ類以外の者(17歳～34歳)</li> </ul>
国際捜査Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記Ⅰ類の受験資格のほか、語学(受験言語)が堪能な者</li> </ul>
武道・体育指導Ⅰ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記Ⅰ類の受験資格のほか、次のいずれかの要件を備え、卓越した技術を有する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 柔道 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)</li> <li>② 剣道 段位が4段以上の者(大学卒業見込みの者に限り3段を含む。)</li> </ul> </li> </ul>
サイバー犯罪捜査 Ⅰ類・Ⅱ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>前記Ⅰ類／Ⅱ類の受験資格を有する者で、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有している者</li> </ul>

注 年齢は、令和3年4月1日現在のものである。

## (2) 実施日程

試験区分	告示日	受付期間	第1次試験日及び試験地	第1次合格発表日	第2次試験日及び試験地	最終合格発表日	名簿確定日
職員採用上級試験	令和 3. 4. 30	令和 3. 5. 7～ 3. 5. 17	令和 3. 6. 20 (伊奈町)	令和 3. 6. 29	令和 3. 7. 12～ 3. 8. 20 (さいたま市)	令和 3. 8. 31	令和 3. 8. 26
免許資格職職員採用試験(栄養士・司書を除く)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
警察事務職員採用上級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
職員採用初級試験	令和 3. 4. 30	令和 3. 8. 20～ 3. 8. 30	令和 3. 9. 26 (さいたま市)	令和 3. 10. 6	令和 3. 10. 14～ 3. 10. 28 (さいたま市)	令和 3. 11. 25	令和 3. 11. 18
免許資格職職員採用試験(栄養士・司書)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
警察事務職員採用初級試験	〃	〃	〃 (蕨市)	〃	〃	〃	〃
経験者職員採用試験	令和 3. 4. 30	令和 3. 8. 20～ 3. 8. 30	令和 3. 9. 26 (蕨市)	令和 3. 10. 19	【2次】 令和 3. 10. 31 (さいたま市) 【3次】 令和 3. 11. 28 (さいたま市)	【2次】 令和 3. 11. 16 【3次】 令和 3. 12. 10	令和 3. 12. 2
警察官採用試験 県内第1回試験Ⅰ類	令和 3. 3. 1	令和 3. 3. 1～ 3. 4. 9	令和 3. 5. 9 (さいたま市ほか)	令和 3. 5. 21	令和 3. 6. 4～ 3. 6. 27 (さいたま市)	令和 3. 8. 18	—
〃 Ⅱ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 Ⅲ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
国際捜査Ⅰ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
武道・体育指導Ⅰ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
サイバー犯罪捜査Ⅰ、Ⅱ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
県内第2回試験Ⅰ類	〃	3. 8. 5～ 3. 8. 24	3. 9. 19 (さいたま市ほか)	3. 10. 4	3. 10. 9～ 3. 10. 31 (さいたま市)	3. 12. 22	—
〃 Ⅱ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃 Ⅲ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
武道・体育指導Ⅰ類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
県外試験Ⅰ類	〃	3. 3上旬～ 3. 4上旬	3. 5. 9 (仙台市ほか)	3. 5. 20 3. 5. 21	3. 7中旬 (仙台市ほか)	3. 12. 22	—
〃 Ⅲ類	〃	3. 7上旬～ 3. 8下旬	3. 9. 19 (仙台市ほか)	3. 9. 30 3. 10. 1	3. 11中旬 (仙台市ほか)	4. 1. 21	—

平成19年度から、警察官採用試験については警察本部長に委任している。

(3) 試験の方法

試験区分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
職員採用上級試験 免許資格職職員採用試験 (栄養士、司書を除く) 市町村立小・中学校事務 職員採用上級試験 警察事務職員採用上級試験	教養試験 知能分野 22問必須 知識分野 28問中18問 選択解答 択一式 120分 注 免許資格職及び小・中 事務は、教養試験のみ 専門試験 40問 (一般行政・警察事務は50問出題) 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ (警察事務は個別面接) 適性検査 論文試験 1題 75分
職員採用上級試験(新方式)	専門試験 40問 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ 個別面接(プレゼンテーション含む) 適性検査
職員採用初級試験 免許資格職職員採用試験 (栄養士、司書) 市町村立小・中学校事務 職員採用初級試験 警察事務職員採用初級試験	教養試験 50問必須 択一式 120分 専門試験(設備、総合土木、栄養 士、司書のみ) 40問必須 択一式 120分	人物試験 個別面接Ⅰ・Ⅱ (警察事務は個別面接) 適性検査 作文試験 1題 60分 (栄養士・司書は論文試験 1題 60分)
経験者職員採用試験	教養試験 40問必須 択一式 120分 論文試験Ⅰ 1題 75分	【第2次試験】 論文試験Ⅱ 1題 75分 人物試験Ⅰ 個別面接 適性検査 【第3次試験】 人物試験Ⅱ 個別面接
警察官(巡査)採用試験Ⅰ類 警察官(巡査)採用試験Ⅱ類 警察官(巡査)採用試験Ⅲ類 警察官(巡査)採用試験 (武道・体育指導Ⅰ類)	教養試験 50問必須 択一式 120分 論(作)文試験 1題 60分	人物試験 個別面接 適性検査 身体検査 体力検査
警察官(巡査)採用試験 (国際捜査Ⅰ類) (サイバー犯罪捜査Ⅰ類) (サイバー犯罪捜査Ⅱ類)	専門試験Ⅰ 記述式 90分	専門試験Ⅱ 口述式 人物試験 個別面接 適性検査 身体検査 体力検査

## (4) 実施状況（令和3年度）

## ア 上級試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験	最終	最終	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍率 b/e	
一般行政	169	1,681	1,183	70.4	590	476	284	4.2	186
福祉	37	78	50	64.1	32	28	16	3.1	10
心理	11	50	33	66.0	28	26	16	2.1	14
設備	12	52	32	61.5	25	17	9	3.6	7
設備(警察)	2	5	5	100.0	2	2	2	2.5	2
総合土木	41	99	76	76.8	69	46	29	2.6	23
建築	5	20	15	75.0	13	10	5	3.0	4
化学	5	37	27	73.0	20	15	5	5.4	4
農業	14	83	55	66.3	50	41	16	3.4	13
林業	6	14	11	78.6	8	7	5	2.2	5
小計	302	2,119	1,487	70.2	837	668	387	3.8	268
小・中事務	24	244	183	75.0	83	73	30	6.1	25
警察事務	21	192	117	60.9	87	76	27	4.3	17
合計	347	2,555	1,787	69.9	1,007	817	444	4.0	310

## イ 初級試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第1次試験			第2次試験	最終	最終	採用者
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍率 b/e	
一般事務	11	259	211	81.5	65	42	20	10.6	13
設備	2	2	1	50.0	1	1	1	1.0	1
総合土木	4	8	6	75.0	5	3	2	3.0	2
小計	17	269	218	81.0	71	46	23	9.5	16
小・中事務	18	171	148	86.5	94	69	37	4.0	16
警察事務	10	159	136	85.5	55	36	12	11.3	6
合計	45	599	502	83.8	220	151	72	7.0	38

ウ 経験者職員採用試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第 1 次 試 験			第 2 次試験・第 3 次試験		最 終 倍 率 b / e	採用者
			受験者 b	受験率 b / a	合格者 c	受験者 d	合格者 最終合格者(e)		
一般行政	5	239	135	56.5	20	19	6	22.5	3
						6	5	27.0	
心 理	5	15	10	66.7	9	9	6	1.7	4
						5	5	2.0	
設 備	5	36	19	52.8	19	16	8	2.4	4
						8	7	2.7	
総合土木	6	28	20	71.4	17	17	9	2.2	4
						8	7	2.9	
建 築	2	14	9	64.3	7	6	5	1.8	2
						4	3	3.0	
農 業	3	30	22	73.3	10	10	4	5.5	3
						4	3	7.3	
合 計	26	362	215	59.4	82	77	38	5.7	20
						35	30	7.2	

※第 2 次試験・第 3 次試験欄は、上段第 2 次試験、下段第 3 次試験（最終）結果

エ 免許資格職試験総括表

試験職種	採用 予定 人員	申込者 a	第 1 次 試 験			第 2 次試験	最 終	最 終	採用者
			受験者 b	受験率 b / a	合格者 c	受験者 d	合格者 e	倍 率 b / e	
薬 剤 師	5	36	28	77.8	20	17	9	3.1	8
獣 医 師	13	30	19	63.3	19	15	14	1.4	10
保 健 師	20	37	31	83.8	29	28	22	1.4	19
栄 養 士	2	41	26	63.4	14	11	5	5.2	4
司 書	6	127	97	76.4	24	19	8	12.1	8
合 計	46	271	201	74.2	106	90	58	3.5	49

才 警察官採用試験総括表

区 分	採用 予定 人員	申込者 a	第 1 次 試 験				第 2 次 試 験		最 終	最 終	採用者	
			受験者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍 率 b/c	受験者 d	受験率 d/c	合格者 e	倍 率 b/e		
県 内 第 1 回 (男性)		人	人	人	%	人	倍	人	%	人	倍	人
	I	127	1,601	932	58.2	721	1.3	608	84.3	212	4.4	131
	II	30	757	558	73.7	353	1.6	235	66.6	30	18.6	10
	III	30	910	485	53.3	276	1.8	251	90.9	42	11.5	20
計	187	3,268	1,975	60.4	1,350	1.5	1,094	81.0	284	7.0	161	
県 内 第 2 回 (男性)	I	20	968	393	40.6	265	1.5	197	74.3	21	18.7	18
	II	10	289	99	34.3	79	1.3	56	70.9	10	9.9	8
	III	100	1,174	538	45.8	377	1.4	321	85.1	100	5.4	86
	計	130	2,431	1,030	42.4	721	1.4	574	79.6	131	7.9	112
県 内 合 計 (男性)	I	147	2,569	1,325	51.6	986	1.3	805	81.6	233	5.7	149
	II	40	1,046	657	62.8	432	1.5	291	67.4	40	16.4	18
	III	130	2,084	1,023	49.1	653	1.6	572	87.6	142	7.2	106
	計	317	5,699	3,005	52.7	2,071	1.5	1,668	80.5	415	7.2	273
県 外 (男性)	I	4	55	47	85.5	5	9.4	3	60.0	2	23.5	1
	III	21	57	49	86.0	2	24.5	2	100.0	0	-	0
	計	25	112	96	85.7	7	13.7	5	71.4	2	48.0	1
警察官 (男性) 合 計	I	151	2,624	1,372	52.3	991	1.4	808	81.5	235	5.8	150
	II	40	1,046	657	62.8	432	1.5	291	67.4	40	16.4	18
	III	151	2,141	1,072	50.1	655	1.6	574	87.6	142	7.5	106
	計	342	5,811	3,101	53.4	2,078	1.5	1,673	80.5	417	7.4	274

警察官 第1回～第2回 (女性)合計	I	25	803	440	54.8	274	1.6	221	80.7	41	10.7	23
	II	13	418	220	52.6	116	1.9	83	71.6	15	14.7	4
	III	22	666	307	46.1	170	1.8	135	79.4	26	11.8	19
	計	60	1,887	967	51.2	560	1.7	439	78.4	82	11.8	46

国際 捜査 I類	英語	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ベトナム語	2	7	6	85.7	4	1.5	4	100.0	1	6.0	1
	中国語	3	22	15	68.2	11	1.4	10	90.9	2	7.5	2
	計	5	29	21	72.4	15	1.4	14	93.3	3	7.0	3

武道・体育指導 I類	6	13	11	84.6	8	1.4	8	100.0	4	2.8	4
------------	---	----	----	------	---	-----	---	-------	---	-----	---

サイバー犯罪捜査 I類	1	10	6	50.0	4	1.3	1	0.0	0	-	0
サイバー犯罪捜査 II類	1	15	10	50.0	7	1.3	5	0.0	1	10.0	1
計	2	25	16	64.0	12	1.3	6	50.0	1	16.0	1

総 合 計	415	7,765	4,116 (4,020)	53.0	2,673	1.5	2,140	80.1	507 (505)	8.1	328
-------	-----	-------	------------------	------	-------	-----	-------	------	--------------	-----	-----

令和4年10月1日時点

注 ( ) 内は県外募集を除く数字。

## (5) 住所別・学歴別の状況

## ア 受験者

試験区分	総数	住所		最終学歴						
		県内	県外	大学院	大学	短大	高専・専修	高校	その他	
上級試験	一般行政	1,183	834	349	34	1,123	3	8	14	1
	福祉	50	31	19	0	49	1	0	0	0
	心理	33	18	15	12	21	0	0	0	0
	設備	32	20	12	6	23	0	1	2	0
	設備（警察）	5	3	2	0	5	0	0	0	0
	総合土木	76	52	24	6	69	0	0	1	0
	建築	15	10	5	4	11	0	0	0	0
	化学	27	16	11	9	18	0	0	0	0
	農業	55	32	23	16	38	1	0	0	0
	林業	11	7	4	1	10	0	0	0	0
	小計	1,487	1,023	464	88	1,367	5	9	17	1
	小・中事務上級	183	152	31	1	164	2	4	12	0
	警察事務上級	117	95	22	0	112	0	2	3	0
	計	1,787	1,270	517	89	1,643	7	15	32	1
免許資格職試験	薬剤師	28	24	4	0	28	0	0	0	0
	獣医師	19	3	16	0	19	0	0	0	0
	保健師	31	19	12	1	26	2	2	0	0
	栄養士	26	19	7	1	21	2	2	0	0
	司書	97	54	43	4	88	4	0	1	0
計	201	119	82	6	182	8	4	1	0	
初級試験	一般事務	211	151	60	0	4	6	106	93	2
	設備	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	総合土木	6	5	1	0	0	0	2	4	0
	小計	218	156	62	0	4	6	109	97	2
	小・中事務初級	148	99	49	0	1	2	89	56	0
	警察事務初級	136	105	31	0	5	2	54	75	0
計	502	360	142	0	10	10	252	228	2	
経験者職員採用試験	一般行政	135	98	37	14	110	6	4	1	0
	心理	10	6	4	5	3	1	1	0	0
	設備	19	13	6	5	12	0	2	0	0
	総合土木	20	12	8	5	14	0	0	1	0
	建築	9	7	2	2	7	0	0	0	0
	農業	22	12	10	5	14	2	1	0	0
計	215	148	67	36	160	9	8	2	0	
合計	2,705	1,897	808	131	1,995	34	279	263	3	

※性別については、令和2年度から性的少数派への配慮の観点から申請の性別欄を廃止しているため把握できない。

イ 合格者

試験区分	総数	住所		最終学歴						
		県内	県外	大学院	大学	短大	高専・専修	高校	その他	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
一般行政	284	205	79	7	276	0	0	1	0	
福祉	16	10	6	0	16	0	0	0	0	
心理	16	8	8	9	7	0	0	0	0	
設備	9	4	5	1	8	0	0	0	0	
設備（警察）	2	1	1	0	2	0	0	0	0	
総合土木	29	22	7	2	27	0	0	0	0	
建築	5	4	1	1	4	0	0	0	0	
化学	5	3	2	2	3	0	0	0	0	
農業	16	8	8	6	10	0	0	0	0	
林業	5	3	2	1	4	0	0	0	0	
小計	387	268	119	29	357	0	0	1	0	
小・中事務上級	30	25	5	0	28	0	2	0	0	
警察事務上級	27	22	5	0	27	0	0	0	0	
計	444	315	129	29	412	0	2	1	0	
薬剤師	9	8	1	0	9	0	0	0	0	
獣医師	14	3	11	0	14	0	0	0	0	
保健師	22	13	9	1	18	2	1	0	0	
栄養士	5	3	2	0	5	0	0	0	0	
司書	8	5	3	0	8	0	0	0	0	
計	58	32	26	1	54	2	1	0	0	
一般事務	20	15	5	0	0	0	14	6	0	
設備	1	0	1	0	0	0	1	0	0	
総合土木	2	2	0	0	0	0	1	1	0	
小計	23	17	6	0	0	0	16	7	0	
小・中事務初級	37	24	13	0	0	1	18	18	0	
警察事務初級	12	8	4	0	0	0	7	5	0	
計	72	49	23	0	0	1	41	30	0	
一般行政	5	4	1	1	3	1	0	0	0	
心理	5	2	3	4	1	0	0	0	0	
設備	7	4	3	3	4	0	0	0	0	
総合土木	7	6	1	1	6	0	0	0	0	
建築	3	2	1	2	1	0	0	0	0	
農業	3	1	2	1	2	0	0	0	0	
計	30	19	11	12	17	1	0	0	0	
合計	604	415	189	42	483	4	44	31	0	

※性別については、令和2年度から性的少数派への配慮の観点から申請の性別欄を廃止しているため把握できない。

## 2 採用選考

職員の任用に関する規則第15条に基づき、職員採用選考を実施した。

定例選考においては、選考職種は14職種で、被選考者数は前年度より292名減少し、131人となった。

### (1) 採用選考実施状況 総括表

区 分		被選考者	合格者	採用者	採用の内訳			
					知 事	教 育	警 察	その他
		人	人	人	人	人	人	人
割 愛 採 用 等	部 長 級	0	0	0	-	-	-	-
	副 部 長 級	1	1	1	-	-	-	1
	課 長 級	19	19	19	9	7	2	1
	副 課 長 級	6	6	6	-	1	5	-
	主 幹 級	3	3	3	1	-	2	-
	主 査 級	13	13	13	-	11	1	1
	主 任	3	3	3	1	2	-	-
	主 事 ・ 技 師	2	2	2	2	-	-	-
計		47	47	47	13	21	10	3
障 害 者	一 般 事 務	154	23	18	7	9		2
	警 察 事 務	21	0	0				
計		175	23	18	7	9	0	2
氷 河 期	一 般 事 務	362	7	7	7			
	司 書	284	8	8		8		
計		646	15	15	7	8	0	0
定 例 選 考	診療放射線技師	2	1	0				
	理学療法士	2	1	1	1			
	作業療法士	1	0	0	0			
	職業訓練指導員 (機械)	5	3	3	3			
	職業訓練指導員 (電子科)	5	3	2	2			
	義肢装具士	2	1	1	1			
	保育士	10	6	3	3			
	学芸員(考古)	11	2	2		2		
	学芸員(歴史)	7	1	1		1		
	学芸員(自然)	7	1	1		1		
	学芸員(美術)	7	1	1		1		
	環境研究職	2	1	1	1			
	児童福祉司	68	48	39	39			
	児童自立支援専門員	2	2	2	2			
計		131	71	57	52	5	0	0
合 計		999	156	137	79	43	10	5

注 割愛採用等には、併任職員及びさいたま市立の小・中学校からの異動（採用）は含まない。

任命権者委任分については、別表（任命権者委任分）を参照。

別表 任命権者委任分

令和4.3.31現在

	区分	被選考者	合格者	内定者 (採用者)	内定(採用)の内訳			備考
					知事	教育	警察	
定例選考	医師	7人	7人	7人	7人			
割愛採用	警部	12	12	12	-	-	12	
	警部補	15	15	15	-	-	15	
	巡査部長	10	10	10	-	-	10	
	巡査長	1	1	1	-	-	1	
	巡査	2	2	2	-	-	2	

(2) 主な選考の実施状況

ア 障害者を対象とした選考

区分	申込者 a	被選考者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍率 b/c	選考日	合格 発表日	選考の方法
一般事務	194人	154人	79.4%	23人	6.7倍	(1次) 令和 3.10.17	(1次) 令和 3.11.5	【1次選考】 教養試験 (択一40問2時間)
警察事務	27	21	77.8	0	-	(2次) 令和 3.11.13	(最終) 令和 3.12.7	作文試験 (1題1時間)
受験資格	<p>○昭和37.4.2～平成16.4.1までに生まれた者</p> <p>○身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1～6級の者 または 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 または 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは 障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書の交付を受けている者</p> <p>○日本国籍を有する者</p> <p>○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者</p> <p>○1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人</p>							【2次選考】 人物試験

イ 就職氷河期世代を対象とした選考

区分	申込者 a	被選考者 b	受験率 b/a	合格者 c	倍率 b/c	選考日	合格 発表日	選考の方法
一般事務	362人	362人	100.0%	7人	51.7倍	(1次) -	(1次) R3.9.29	【1次選考】 書類選考
司書	284	284	100.0	8	35.5	(2次) R3.10.12 ～R3.11.4	(2次) R3.11.25	【2次選考】 基礎能力検査 適性試験
受験資格	<p>○昭和45.4.2～昭和61.4.1までに生まれた者</p> <p>○日本国籍を有する者 (一般事務のみ)</p> <p>○司書の資格を有する人又は令和4年3月31日までに取得見込みの者 (司書のみ)</p> <p>○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者</p>							【3次選考】 人物試験

### 3 昇 任

地方公務員法第21条の4第1項、職員の任用に関する規則第21条の2及び第21条の10の規定に基づき、競争試験又は選考により、職員の昇任を行った。

競争試験には、警部昇任試験、警部補昇任試験及び巡査部長昇任試験があり、職員の任用に関する規則第21条の8の規定に基づき、警察本部長に委任している。

選考では、職員の任用に関する規則第21条の14の規定に基づき、警部、警部補、巡査部長の職への昇任を警察本部長に委任し、それ以外は人事委員会の選考により行った。

なお、人事委員会が行う選考のうち、一般行政事務に従事する職員の主査級への昇任については、職員の任用に関する規則第21条の11の規定に基づき、主査級昇任試験を実施した。

#### (1) 試 験

##### 警察官昇任試験実施状況

区 分	申込者 a	一次試験			二次試験			口 述 術 科 受 験 者	最 終 合 格 者 f	最 終 倍 率 b / f
		受 験 者 b	合 格 者 c	倍 率 b / c	受 験 者 d	合 格 者 e	倍 率 d / e			
警 部	1,729	1,714	429	4.0	427	130	3.3	129	70	24.5
警部補	2,667	2,645	578	4.6	575	253	2.3	253	180	14.7
巡査部長	2,556	2,533	613	4.1	609	405	1.5	405	275	9.2

#### (2) 選 考

##### ア 昇任選考

職		被 選 考 者	合 格 者	職		被 選 考 者	合 格 者	
知 事	部 長 級	9 人	9 人	人 事 委 員 会	部 長 級	1 人	1 人	
	副 部 長 級	24	24		副 部 長 級	0	0	
	課 長 級	52	52		課 長 級	0	0	
	副 課 長 級	99	99		副 課 長 級	0	0	
	主 幹 級	146	146		主 幹 級	0	0	
	主 査 級	135	135		主 査 級	0	0	
小 計		465	465	小 計		1	1	
県 議 会 議 長	部 長 級	0	0	警 察 本 部 長	部 長 級	0	0	
	副 部 長 級	0	0		理 事 官 級	19	19	
	課 長 級	0	0		警 部 視	81	81	
	副 課 長 級	0	0		警 部 補 ※	0	0	
	主 幹 級	0	0		警 部 補 ※	0	0	
	主 査 級	1	1		巡 査 部 長 ※	8	8	
小 計		1	1	部 長 級		0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	部 長 級	0	0	公 営 企 業 管 理 者	副 部 長 級	0	0	
	副 部 長 級	0	0		課 長 級	2	2	
	課 長 級	0	0		副 課 長 級	9	9	
	副 課 長 級	0	0		課 長 補 佐 級	14	14	
	主 幹 級	0	0		係 長 級	23	23	
	主 査 級	0	0		小 計		156	156
小 計		0	0	(※を除く)		(148)	(148)	
代 表 監 査 委 員	部 長 級	0	0	病 院 事 業 管 理 者	部 長 級	0	0	
	副 部 長 級	0	0		副 部 長 級	0	0	
	課 長 級	0	0		課 長 級	0	0	
	副 課 長 級	0	0		副 課 長 級	0	0	
	主 幹 級	1	1		主 幹 級	0	0	
	主 査 級	0	0		主 査 級	0	0	
小 計		1	1	小 計		28	28	
教 育 委 員 会	部 長 級	3	3	合 計			792	
	副 部 長 級	10	10		(※を除く)		(784)	(784)
	課 長 級	14	14					
	副 課 長 級	9	9					
	主 幹 級	38	38					
	主 査 級	54	54					
小 計		128	128					
下 水 道 事 業 管 理 者	部 長 級	1	1					
	副 部 長 級	2	2					
	課 長 級	2	2					
	副 課 長 級	1	1					
	主 幹 級	4	4					
	主 査 級	2	2					
小 計		12	12					

注 ※印の職への昇任選考は、職員の任用に関する規則第21条の14の規定により、警察本部長に委任したものである。

イ 主査級昇任試験（第48回）

(ア)実施日程、試験の方法及び受験資格

区分	試験の方法	試験日	合格発表日	受験資格
第1次試験	択一式40問 (2時間)	R3. 10. 17	R3. 10. 22	次のa及びbの要件をすべて満たす者とする。 a 一般行政事務に従事する主任のうち、令和4年3月31日（以下「基準日」という。）現在41歳未満であって、かつ、本県職員としての在職期間が1年を超える者。ただし、33歳未満の者にあつては、基準日現在において、主任在職期間が1年を超える者。 b 令和3年3月31日現在、人事委員会が別に定める研修を修了した者。ただし、人事委員会が特に認めた者については、特例として当該条件を満たす者とみなす。
第2次試験	論文（1時間）	R3. 11. 8	R3. 12. 10	
	個別面接 (約30分)	R3. 11. 16 11. 17 11. 18		

(イ)実施状況

区分	有資格者	申込者	申込率	受験者等	受験率等	合格者等	倍率
	a	b	b/a	c	c/a	d	c/d
第1次試験	312人	190人	60.9%	167人	53.5%	79人	2.1倍
第1次試験免除者	53	44	83.0	44	83.0	44	—
小計	365	234	64.1	211	57.8	123	—
第2次試験	123	—	—	123	100.0	75	1.6 [最終] 2.8

## 4 転任

職員の任用に関する規則第3条第3項の規定に基づき、職に欠員を生じ、これを転任によって補充しようとする場合について、その承認を行った。

区 分	合 計	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部 長	公 営 企 業 管 理 者	そ の 他
	人	人	人	人	人	人
教員から事務職員	31	9	22	—	—	—
事務職員から警察官	9	—	—	9	—	—
警察官から事務職員	9	6	1	2	—	—
保健師から事務職員	1	—	—	1	—	—
事務職員から保健師	1	—	—	1	—	—
合 計	51	15	23	13	—	—

## 5 臨時的任用

職員の任用に関する規則第39条及び第40条の規定に基づき、職に欠員が生じた場合において、臨時的任用を行うこと及びその期間の更新を行うことについて、その都度承認を行った。

職		承 認 状 況	
		新 規	更 新
教育委員会	主 事 (高校)	113	0
	主 事 (特別支援)	35	2
	事務主事 (小・中)	281	130
	司 書 (図書館)	21	0
	司 書 (高校)	31	0
	司 書 (教育局等)	3	0
	栄養技師 (高校)	19	0
	栄養技師 (特別支援)	7	0
	学校栄養職員 (小・中)	94	52
	学 芸 員	11	1
	養護教諭 (小・中)	2	0
	技 師	3	0
	合 計	620	185

# 第 3 章 給 与 関 係

職員の給与に関して、令和3年4月現在における職員の給与及び県内民間事業所の給与を調査し、これらに基づいて、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

## 1 職員の給与等に関する報告、勧告及び意見

令和3年9月9日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告、勧告及び意見の申出を行った。その概要は、次のとおりである。

### (1) 職員の給与に関する報告（意見）及び勧告

#### ア 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和3年職員給与実態調査」によると、令和3年4月1日において、職員の総数は54,186人で、平均年齢は39.5歳となっている。これらの職員の平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は、397,997円となっている。

これらのうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は41.6歳、平均給与月額は376,482円となっている。

#### イ 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の2,024民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した464の事業所について「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる54職種の15,150人の従業員について、令和3年4月分として支払われた給与月額等を個別に調査した。また、各民間企業における各種手当・給与改定の状況、初任給等についても事業所単位で調査した。なお、令和2年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

#### ウ 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれと類似すると認められる職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較した。その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均92円（0.02%）下回っていた。

また、令和2年8月から令和3年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額額の4.31月分に相当しており、

職員の期末・勤勉手当の年間支給月数（4.45月）が民間の特別給の年間支給割合を上回っていた。

#### エ 生計費

令和3年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ217,440円、236,550円及び255,640円となっている。

#### オ 職員の給与改定

##### (ア) 月例給

公民給与較差が小さいことから、給料表等の月例給の改定を行わない。

##### (イ) 特別給

民間の特別給の年間支給割合に見合うように、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を引下げる。

（年間4.45月 → 4.30月、引下げ分は期末手当の支給月数に反映）

#### (2) 定年を段階的に65歳に引き上げるための条例の改正についての意見

地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に関する制度との均衡を考慮し、本県の定年の段階的引上げに関する意見の申出を行った。主な内容は次のとおりである。

ア 定年を段階的に引き上げて原則65歳とすることを条例に定めることが必要

イ 管理監督職勤務上限年齢は原則60歳とすることが適切

ウ 多様な働き方へのニーズに対応するため、定年前再任用短時間勤務制の導入

エ 60歳を超える職員の給与については、当分の間、給料月額は60歳前の7割の額を支給

オ 定年の段階的引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるように措置が必要

【実施時期】 令和5年4月1日

#### (3) 人事管理に関する報告(意見)

ア 人材の確保、育成及び活用

##### (ア) 人材の確保

採用試験等においては、多様な人材の確保という観点から、その在り方を検討する必要がある。特に、人材の確保が難しい職種については、現在実施している試験等の検証を進めるとともに、受験しやすい試験制度による受験者数の確保等を進める必要がある。

任命権者においては、特に人材確保が困難な職種等を中心に、受験者の確保に向け本県職員の仕事の魅力をより積極的に発信するなど、必要な人材を確実に採用するための取組を継続的に進めていく必要がある。

(イ) 人材の育成

急速に変化する社会情勢とその課題解決に向け、職場でのOJTや職員研修を通じた職員の能力育成、障害を有する職員が働きやすい職場環境づくり、デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた人材育成などが求められている。また、職員の主体的なキャリアプランの形成を促すため、キャリアプランニング支援制度を実施したほか、知事部局等では、令和3年度よりメンター制度を開始した。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

人事評価の公平性や客観性、納得性に十分留意し、必要な改善を図るなど、今後も人事評価を任用・給与等の人事管理により適切な活用を図っていくことが重要である。

主査級昇任試験については、令和3年度から、第2次試験におけるプレゼンテーション試験を廃止し、受験者の負担軽減を図った。

引き続き、出産や育児、介護等の事情を抱える職員でも受験しやすくなるような方策を検討していくとともに、先輩職員の経験を聞くことができる機会を設けるなど、試験にチャレンジする意欲の醸成に努めていく。

(エ) 女性職員の活躍しやすい環境・意識づくり

女性のキャリア形成に資する計画的な人事異動やオンライン研修の充実などの取組を着実に実行するとともに、女性の活躍に向けた意識を醸成する必要がある。また、職員がアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する理解を深め、固定観念や性別による役割分担意識等の解消を図ることが重要である。

イ 働き方改革と勤務環境の整備等

(ア) 新型コロナウイルス感染症対策の下での働き方

新型コロナウイルス感染症対応業務の終息が未だに見通せない中、恒常的な応援業務については、必要に応じて担当課の定数を増員し、時限的な業務については会計年度任用職員を増員するなどの柔軟な対応が必要である。あわせて、外部委託が可能な業務を積極的に切り出しその拡大を図るなど、あらゆる手段を講じて職員の負担を軽減することを検討すべきである。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、本県ではテレワークや時差通勤を推進して、職員同士の接触機会を低減し、交通混雑を回避した。

こうした取組を、多様な働き方の推進や時間外勤務の縮減に向けた業務効率化などの契機と捉え、積極的に生かしていくことが求められる。

(イ) 仕事と生活の両立支援の推進

新型コロナウイルス感染症の収束後も、テレワークの推進、時差通勤やフレックスタイム等の活用による勤務時間の弾力的割振りにより、職員が多様な働き方を選択できるようにしていくことが求められる。

男性の育児休業の取得を促進するために、人事当局においては、職員の配置換え、担当業務変更、必要な代替職員の確保など、柔軟かつ適切な人事上の措置を講ずる必要がある。

職員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、職員の不妊治療のための休暇（有給）を新たに設ける必要がある。

妊娠、出産、育児等のライフイベントが生じ得ることは常勤・非常勤といった勤務形態で変わるものではないことから、非常勤職員についても、休暇・休業等に関する措置を講ずるべきである。

(ウ) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務縮減のためには、管理職が業務を適切に進行管理し、事務事業の合理化及び効率化などによる見直しを進めていかなければならない。

県立学校では、令和2年度からＩＣカードによる勤務管理システムが導入された。学校の管理職は、この勤務管理システムを活用して教員の在校等時間及び職員の勤務時間を把握し、定められた上限時間を超えないよう業務の削減や見直しに取り組んでいくことが求められる。公立小中学校においても、市町村教育委員会と連携して取り組む必要がある。

(エ) 心身の健康管理

各職場において、ストレスチェックの集団分析結果に基づき職場のストレス要因を検証し職場環境の改善に取り組むことが重要である。

特に採用後間もない職員に対しては、所属全体の取組としてこまめな声掛けなど円滑なコミュニケーションの下で職員の変更を見逃さないよう心掛け、不安なく業務に取り組めるよう配慮が必要である。

(オ) ハラスメントの防止

職員一人一人が、ハラスメントへの理解を深めるとともに、ハラスメント行為に対する認識が職場で共有されるような研修や相談窓口の周知などの取組が求められる。

また、いわゆるＬＧＢＴＱなどの性的マイノリティに対するハラスメントが生じることのないよう、理解促進のための取組を進めていく必要がある。

(カ) 公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

各任命権者において、公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図り、不祥事防止に取り組んでいくことが重要である。

## 2 職員給与実態調査

(1) 令和3年4月における職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	行政職給料表適用職員	全職員
給料	325,934 円	345,669 円
扶養手当	7,203	7,496
地域手当	28,690	29,978
住居手当	6,013	6,314
管理職手当	8,632	4,818
その他	10	3,722
平均給与月額	376,482	397,997

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

## (2) 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他の 手当	平均給与月額
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
行政職	8,573	41.6	19.4	325,934	7,203	28,690	6,013	8,632	10	376,482
公安職	11,617	37.7	16.9	332,638	11,462	28,942	4,823	1,775	124	379,764
研究職	302	42.6	19.4	362,542	9,421	31,924	7,743	8,916	0	420,546
医療職(1)	54	47.6	23.2	472,090	8,389	85,156	7,096	51,746	224,917	849,394
医療職(2)	355	40.7	17.4	329,598	4,930	28,312	6,013	3,714	0	372,567
医療職(3)	257	41.4	17.9	329,881	4,158	28,095	4,939	1,809	0	368,882
教育職(1)	9,954	41.5	18.9	370,784	6,969	31,815	7,089	2,696	7,528	426,881
教育職(2)	22,037	38.8	16.0	350,590	5,931	30,269	6,830	6,006	5,132	404,758
学校栄養職	53	42.3	21.0	340,498	2,038	28,464	4,402	0	0	375,402
事務職	983	38.4	17.0	304,850	5,041	25,806	7,242	0	0	342,939
特定任期付職員	1									
全給料表	54,186	39.5	17.3	345,669	7,496	29,978	6,314	4,818	3,722	397,997

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。  
2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。  
3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

## (3) 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	職員数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,573	79.0	6.8	14.1	0.1	64.4	35.6
公安職給料表	11,617	42.0	5.8	52.2	—	88.1	11.9
研究職給料表	302	97.0	1.3	1.7	—	74.8	25.2
医療職給料表(1)	54	100.0	—	—	—	83.3	16.7
医療職給料表(2)	355	85.9	13.8	0.3	—	35.8	64.2
医療職給料表(3)	257	58.4	41.2	0.4	—	10.9	89.1
教育職給料表(1)	9,954	95.3	2.8	1.9	—	56.9	43.1
教育職給料表(2)	22,037	93.7	6.3	0.0	—	44.7	55.3
学校栄養職給料表	53	32.1	67.9	—	—	5.7	94.3
事務職給料表	983	51.3	13.6	35.1	—	43.5	56.5
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	54,186	79.6	6.0	14.4	0.0	59.3	40.7

(注) 再任用職員は含まれていない(以下(5)まで同じ。)

## (4) 給料表別・級別人員分布

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	937	1,493		1,647	2,380	911	754	341	83	12	15
公安職給料表	578	1,460		2,400	4,314	1,762	514	385	147	57	
研究職給料表	—	64		179	58	1					
医療職給料表(1)	15	14		17	8						
医療職給料表(2)	1	20		80	104	93	50	7	—		
医療職給料表(3)	—	57		70	47	64	19	—			
教育職給料表(1)	183	9,253	107	237	174						
教育職給料表(2)	—	19,408	523	1,094	1,012						
学校栄養職給料表	—	—		2	28	23					
事務職給料表	136	171		222	217	126	111				

## (5) 給料表別・年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	公安職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (1)	教育職 (2)	学校 栄養職	事務職	特定 任期付 職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下												
18	12	28								2		42
19	12	155								3		170
20	24	175								16		215
21	24	148			1	1		1		12		187
22	218	307				8	93	413		21		1,060
23	224	286	4		4	10	122	512		21		1,183
24	203	348	3	2	7	8	201	639		26		1,437
25	221	337	9	2	9	7	246	662		16		1,509
26	254	335	9	1	3	4	311	811		30		1,758
27	221	298	8		12	7	315	828		50		1,739
28	290	340	9	1	17	3	329	836		30		1,855
29	238	331	11	2	16	5	354	895		25		1,877
30	285	252	8	1	14	6	351	891		34		1,842
31	258	344	11	2	12	8	359	884		32		1,910
32	202	381	7	1	21	6	376	897	3	38		1,932
33	177	393	10	2	11	6	359	896	1	47		1,902
34	190	384	4	1	15	6	319	830	2	52		1,803
35	194	419	6		20	7	273	808	6	30		1,763
36	162	439	6		8	5	252	678	5	27		1,582
37	145	418	10		12	5	224	613	5	25		1,457
38	134	428	6	1	9	4	233	599	3	25		1,442
39	150	454	6		13	4	185	555	4	41		1,412
40	151	414	7	1	7	6	238	547	1	26		1,398
41	145	400	7		4	6	189	509	2	30		1,292
42	131	340	4		3	4	203	519	2	15		1,221
43	137	335	10	3	5	11	183	449		18		1,151
44	163	287	8	1	2	8	209	350		10		1,038
45	145	250	6		5	7	203	391		16		1,023
46	211	294	6		2	7	210	389	5	15		1,139
47	261	265	6	2	6	4	210	390	1	20		1,165
48	253	228	11	1	4	10	221	336		21		1,085
49	320	194	7	1	9	13	181	349	2	19		1,095
50	326	164	9		7	9	198	344	2	20		1,079
51	307	153	9	2	8	9	188	370	3	15		1,064
52	325	169	13	2	10	8	188	376		17		1,108
53	336	142	16	1	8	11	224	405		14		1,157
54	245	123	12	3	9	4	250	405		10		1,061
55	285	170	13	1	14	4	317	415	2	16		1,237
56	264	171	10	4	12	10	375	477		22		1,345
57	280	182	6	2	12	6	412	515	1	21		1,437
58	260	170	8	3	9	4	414	628	1	24		1,521
59	189	165	7	4	15	6	437	622	2	31		1,478
60	1	1					2	3				7
61												0
62				3								3
63				2								2
64				1								1
65												0
66歳以上				1								1
合計	8,573	11,617	302	54	355	257	9,954	22,037	53	983	1	54,186

### 3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査した。

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,024事業所

なお、令和3年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象としていない。

#### (2) 調査事業所の抽出

調査対象事業所を組織、規模、産業によって24層に層化し、これらの層から464事業所を無作為に抽出

#### 【産業別・企業規模別調査事業所数】

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産 業 計	事業所 374	事業所 181	事業所 133	事業所 60
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—	—
鉱業,採石業,砂利採取業, 建設業	20	6	7	7	
製 造 業	189	79	78	32	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業、運輸業、郵便業	64	36	20	8	
卸 売 業 , 小 売 業	26	16	7	3	
金 融 業 , 保 険 業, 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	14	13	—	1	
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	61	31	21	9	

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が84所あった。

2 調査対象事業所464所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた458所に占める調査完了事業所374所の割合(調査完了率)は、81.7%である。

3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

#### (3) 調査実人員

15,150人。なお、初任給関係以外の調査職種該当者(母集団)の推定数は90,173人。

## 第 4 章 公平審査関係

公平審査制度は、職員の身分保障、権利救済を目的として地方公務員法によって創設されたものである。これは、中立、公正な第三者機関である人事委員会に準司法的機能を与え、任命権者の人事上の権限行使についてチェックし、もって適正な行政運営を確保することにある。

### 1 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法は、違法又は不当な不利益処分の事後的な救済を目的として審査請求の制度を設けている(第49条から第51条の2まで)。これは、任命権者によって懲戒等自己の意に反する不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して審査請求を行い、人事委員会は、その処分を審査して、適法かつ妥当であればこれを承認し、違法又は不当であれば当該処分の取消しや修正をするとともに、必要があれば、任命権者に対して、その職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示するものである。

令和2年度から令和3年度に引き継がれた事案は11事案16件(うち昭和60年以前に請求がなされたものは、7事案12件)であったが、令和3年度中に4事案4件の請求があった。

令和3年度においては、2事案2件について終了の決定を行い、2事案2件について処分承認の裁決を行い、2事案2件について却下の決定を行ったため、令和4年3月末における係属事案は、9事案14件である。

なお、係属中の事案は、次のとおりである。

#### 係属中の不利益処分審査請求事案

(令和4年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	備考
昭和60年以前 7事案	埼玉県教育委員会	停職 減給 戒告	現在 12件
令和3年(不)第3号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	
令和4年(不)第1号事案	埼玉県警察本部	真正な意思に 基づかない辞 職承認処分	

## 2 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法は、職員が、給与・勤務時間その他の勤務条件について適当な措置がとられることを可能にするため勤務条件に関する措置の要求の制度を設けている（第46条から第48条まで）。職員は、職員としての地位に基づく経済上の権利を確保するため、当局（権限を有する地方公共団体の機関）の適当な措置がとられるべきことの審査を人事委員会に求めることができる。そして、人事委員会は審査の結果これを認めるべきと判断したときは、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については当局に実行させるため必要な措置を勧告するものである。

令和2年度から令和3年度に引き継がれた事案は0事案0件、令和3年度に1事案1件の要求があった。

令和3年度においては、判定は行なわれなかった。令和4年3月末における係属事案は1事案1件である。

## 3 苦情相談

地方公務員法は、人事委員会の事務として職員からの苦情を処理することを定めており（第8条）、当委員会では、平成17年度から相談窓口を設け、審査請求や措置要求までに至らないような勤務条件などに関する職員からの苦情相談を行っている。

令和3年度における相談件数は36件（前年度46件）、相談の主な内容は、パワハラ・セクハラ等21件、勤務条件4件となっている。

# 第 5 章 勤務条件関係

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第 24 条において根本基準が規定され、同法第 8 条において人事委員会がその制度の研究成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出することとされている。

また、地方公務員には、原則として労働基準法及び労働安全衛生法が適用され、このうち、非現業職員に対する労働基準監督機関としての職権は、地方公務員法第 58 条第 5 項により、人事委員会が行うものとされている。

さらに、職員団体に関しては、人事委員会が職員団体の登録を行うとともに、人事委員会規則により管理職員等の範囲を定めている。

## 1 人事管理に関する報告（意見）

令和 3 年 9 月 9 日、地方公務員法第 8 条の規定に基づき、議会及び知事に対して、人事管理に関する報告（意見）を行った。

このうち、勤務環境等の整備に関する報告（意見）の概要は、第 3 章 1（2）イ以下のとおりである。

## 2 定年を段階的に 65 歳に引き上げるための条例の改正についての意見

令和 3 年 9 月 9 日、地方公務員法第 8 条の規定に基づき、議会及び知事に対して、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に関する制度との均衡を考慮し、本県の定年の段階的引上げに関する意見の申出を行った。その概要は、次のとおりである。

- ・ 定年を段階的に引き上げて原則 65 歳とすることを条例に定めることが必要
- ・ 管理監督職勤務上限年齢は原則 60 歳とすることが適切
- ・ 多様な働き方へのニーズに対応するため、定年前再任用短時間勤務制の導入
- ・ 60 歳を超える職員の給与については、当分の間、給料月額を 60 歳前の 7 割の額を支給
- ・ 定年の段階的引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるような措置が必要
- ・ 令和 5 年 4 月 1 日からの制度の導入に備え、適切に関係条例等関係規定の整備を行うことが必要

## 3 労働基準監督の状況

労働基準法及び労働安全衛生法の規定は、地方公務員法第 58 条第 3 項の規定により除外されるものを除き、原則として職員に適用される。その適用に関して、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定に基づき、労働基準法別表第 1 第 12 号及び官公署（別表第 1 に掲げる事業を除く。）の事業に従事する職員について、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使して

いる。

(1) 認定、許可、検査等

令和3年度中に本委員会が行使した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督機関の職権行使事項は次のとおりである。

内 容	知 事	教 育	警 察	計
① 労働基準法関係				
ア 事業所の号別決定	0	2	0	2
イ 時間外・休日労働に関する協定届	30	195	2	227
ウ 宿直又は日直勤務許可	0	0	32	32
エ 解雇予告除外認定	0	3	2	5
② 労働安全衛生法関係				
ア 総括安全衛生管理者選任報告	0	0	1	1
イ 衛生管理者選任報告	0	64	38	102
ウ 産業医選任報告		5	9	14
エ 労働者死傷病報告	0	8	59	67
オ 機械等設置届	1	1	1	3
カ 機械等設置報告	0	0	0	0

(2) 参考

県の機関については、令和4年3月31日現在、労働基準法の規定に基づく号別決定等が次のとおりなされている。

ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する機関【361事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
12	教育業 研究業 調査業 [218]	知事 [22]	環境科学国際センター、消防学校[2]、衛生研究所、高等看護学院、高等技術専門校[6]、職業能力開発センター、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、農業大学校、農業技術研究センター、農業技術研究センター各試験場[2]、茶業研究所、水産研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
		教育 [195]	総合教育センター、総合教育センター江南支所、図書館[2]、近代美術館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、げんきプラザ[2]、伊奈学園中学校（給食場を除く。）、県立高等学校（給食場を除く。）[139]、特別支援学校（寄宿舎及び給食場を除く。）[43]
		警察[1]	警察学校
別表第1 の各号に 属さない 事業 [143]	議会[1]	議会事務局	
	知事 [72]	本庁、東京事務所、パスポートセンター、地域振興センター[9]、県税事務所[14]、自動車税事務所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、防災航空センター、環境管理事務所[7]、福祉事務所[4]、精神保健福祉センター、発達障害総合支援センター、児童相談所（中央、南、所沢及び越谷の保護担当を除く。）[7]、食肉衛生検査センター、動物指導センター、計量検定所、農林振興センター（さいたま・東松山・秩父・本庄・加須・春日部）[6]、川越農林振興センター管理部・農業支援部・農村整備部、川越農林振興センター林業部、大里農林振興センター管理部、大里農林振興センター農業支援部、病虫害防除所、家畜保健衛生所[3]、総合技術センター、建築安全センター[3]	
	教育[5]	本局、教育事務所[4]	
	警察 [61]	本庁、装備課、生活経済課、自動車警ら隊、サイバー犯罪対策課、鉄道警察隊、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許本部、公安第二課、公安第三課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部、警察署[39]	
	監査[1]	監査事務局	
	人事委員会[1]	人事委員会事務局	
	労働委員会[1]	労働委員会事務局	
収用委員会[1]	収用委員会事務局		

イ 所轄の労働基準監督署が職権を行使する機関【48事業所】

号別	業務内容	部局別	事業所名
1	製造加工業 [1]	教育 [1]	県立学校の給食場
3	土木建築業 [20]	知事 [20]	大里農林振興センター農村整備部、寄居林業事務所、県土整備事務所[12]、西関東連絡道路建設事務所、鉄道高架建設事務所、総合治水事務所、八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、宮繕・公園事務所
7	畜産業水産業 [1]	知事 [1]	秩父高原牧場
13	保健衛生業 [24]	知事 [19]	保健所[13]、総合リハビリテーションセンター、児童相談所保護担当(越谷、中央、所沢、南)[4]、埼玉学園
		教育 [5]	特別支援学校寄宿舎[5]
14	娯楽場 [1]	知事 [1]	県営競技事務所
15	清掃と畜場 [1]	知事 [1]	環境整備センター

(3) ボイラー及び第一種圧力容器性能検査（労働安全衛生法第41条関係）

性能検査は、（一社）日本ボイラ協会埼玉検査事務所及び（公社）ボイラ・クレーン安全協会埼玉事務所が実施している。

（単位：基）

	知事部局	教育局	警察本部	計
ボイラー	4	8	0	12
第一種圧力容器	6	6	0	12
計	10	14	0	24

## 4 職員団体の登録状況

職員団体は、地方公務員法第53条の規定に基づく、職員団体の登録に関する条例の定めるところにより、人事委員会に登録の申請を行うことができる。

職員団体は、登録を受けることにより、①地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと（第55条）、②職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること（第55条の2）、③人事委員会に申し出て法人格を取得できること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項）が認められる。

人事委員会に登録されている職員団体は、令和4年3月末現在15団体である。

令和3年度には、埼玉県教職員組合、埼玉県職員組合、埼玉教育労働者組合、児玉郡市教職員組合、比企教職員組合、自治労埼玉県職員労働組合及び全統一埼玉GTT教職員組合から役員等についての登録事項変更届が提出されたので、これらを受理し、登録を行った。

(令和4年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・ 非法人 の別	単体団体 又は連合 体の別	役員数 (名)	構成員数 (名)	登 録 年 月 日
埼玉県県土整備 都市整備職員組合	さいたま市南区沼影2-4-7 (さいたま県土整備事務所内)	中山 洋	法 人	単体団体	7	477	昭和 41.10.6
埼玉県高等学校教職員組合	さいたま市浦和区高砂3-12 -24(埼玉教育会館内)	小澤 道夫	法 人	単体団体	35	1,812	41.10.8
埼玉県教職員組合	さいたま市浦和区高砂3-12 -24(埼玉教育会館内)	北村 純一	法 人	単体団体	20	681	41.10.8
埼玉県職員組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	竹淵 晴男	非法人	単体団体	19	407	41.10.8
埼玉県独立高等学校 教職員組合	さいたま市浦和区高砂4-4-1	田島 高行	非法人	単体団体	13	86	42.10.28
学校事務ネットワーク さいたま	さいたま市浦和区高砂4-3-5	磯田 勝	法 人	単体団体	11	19	51.11.29
埼玉教育労働者組合	八潮市八潮7-19-12	小沢 孝雄	法 人	単体団体	10	17	55.2.13
埼玉教職員組合	さいたま市浦和区仲町3-13 -10(ヤギシタビル4F)	金子 彰	法 人	単体団体	13	321	平成 1.12.25
埼玉高等学校教職員組合	さいたま市浦和区仲町3-13 -10(ヤギシタビル内)	嶋田 和彦	法 人	単体団体	11	142	1.12.25
児玉郡市教職員組合	本庄市児玉町吉田林910-1 (児玉教育会館内)	木村 和世	法 人	単体団体	9	99	2.4.17
比企教職員組合	東松山市六軒町19-17 (比企教育会館内)	田嶋 高治	法 人	単体団体	15	105	2.5.18
自治労埼玉県職員労働組合	さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県庁内)	遠藤 裕治	非法人	単体団体	21	126	3.2.1
学校ユニオン埼玉	東京都日野市新町3-37-10	戸谷 克己	非法人	連合体	6	構成団体数 5(団体)	16.4.8
教育者ネットワーク埼玉	東松山市石橋2148-20	千野 武則	非法人	単体団体	3	32	22.9.30
全統一埼玉県GTT 教職員組合	東京都台東区上野1-12-6 (2階 全統一労働組合内)	市ノ川賢二	非法人	単体団体	26	7	令和 2.9.24

注 構成員数は、当該団体から届出のあった登録申請書又は登録事項変更届に記入のあった数である。

## 5 年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績

人事管理に関する報告（意見）の基礎資料とするため、令和2年の年次休暇等の使用状況及び時間外・休日勤務の実績について、調査を実施した。

### (1) 年次休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
10.6	13.0	12.2	10.5	12.4	13.4	8.1	8.1	10.9	9.3
(11.5)	(14.3)	(13.2)	(9.9)	(10.9)	(12.3)	(11.3)	(9.6)	(12.1)	(11.2)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議事事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
12.8	10.5	11.3	14.6	6.7	13.1	12.4	10.0
(11.1)	(8.9)	(9.6)	(14.0)	(9.1)	(12.9)	(12.7)	(11.1)

(注) ( ) 内の数字は、平成31年・令和元年の数値である。

### (2) 夏季休暇の使用状況（職員1人当たりの平均使用日数）

単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
4.9	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9	5.0	5.0	4.0	4.6
(4.9)	(4.9)	(4.9)	(5.0)	(5.0)	(4.9)	(5.0)	(5.0)	(4.4)	(4.8)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議事事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
4.9	5.0	5.0	5.0	3.4	5.0	4.6	4.7
(4.9)	(4.9)	(4.9)	(4.9)	(4.0)	(5.0)	(4.7)	(4.8)

(注) ( ) 内の数字は、平成31年・令和元年の数値である。

(3) 厚生計画実施に係る職務専念義務免除の状況（職員1人当たりの平均承認日数）  
 単位（日）

知事部局			教育委員会						
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	小学校	中学校	県立学校	全体
2.2	2.7	2.5	1.6	2.9	2.7	3.0	2.9	1.5	2.4
(2.2)	(2.8)	(2.5)	(1.4)	(2.9)	(2.5)	(3.0)	(3.0)	(2.0)	(2.6)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
0.0	0.0	0.0	2.6	1.8	2.8	2.5	1.9
(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.4)	(2.1)	(2.3)	(2.3)	(2.0)

(注1) 対象期間は令和2年5月～令和3年3月、（ ）内の数字は令和元年5月～令和2年3月の数値である。

(注2) 取得可能日数は3日である。

(4) 時間外・休日勤務時間（月平均の時間外・休日勤務時間）

単位（時間／月）

知事部局			教育委員会			
本庁	地域	全体	本庁	教育事務所	その他の地域	全体
19.5	9.4	13.3	24.2	20.6	4.4	16.3
(17.9)	(9.5)	(12.8)	(23.3)	(18.1)	(5.8)	(16.1)

警察本部			行政委員会				全体
本部	警察署	全体	議会事務局	人委事務局	監査事務局	全体	
17.4	22.7	21.0	13.3	22.2	4.2	12.7	18.4
(17.6)	(22.9)	(21.2)	(15.1)	(22.8)	(7.4)	(15.2)	(18.4)

(注1) （ ）内の数字は、平成31年・令和元年度の数値である。

(注2) 調査対象者は、時間外勤務手当の支給対象職員とした。

## 第 6 章 そ の 他

### 1 会議等開催状況（令和3年度）

(1) 全国人事委員会連合会（全人連）

会議名	開催期日	開催地	備考
第129回総会	令和 3. 6. 23	東京都	書面開催
第64回公平審査事務研修会	3. 7. 8	福岡県	WEB開催
給与勧告説明会	3. 8. 12	全人連主催	WEB開催

(2) 全国人事委員会事務局長会議

会議名	開催期日	開催地	備考
事務局長会議	令和 3. 8. 25	WEB開催	総務省主催

(3) 十六都道府県人事委員会協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議	令和 3. 4. 20	京都府	書面開催
事務局長会議	3. 7. 5～7. 6	広島県	書面開催

(4) 関東甲信越静岡人事委員会協議会  
ア 会議

会議名	開催期日	開催地	備考
委員長・事務局長会議	令和 3. 5. 10～ 5. 27	静岡県	書面開催
事務局長会議	3. 8. 25～ 9. 27	長野県	書面開催

イ 研修会

研修会名	開催期日	開催地	備考
公平審査事務研修会	令和 3. 12. 20～4. 2. 9	東京都	群馬県主催(書面)
任用事務研修会	3. 12. 9～4. 1. 21	東京都	茨城県主催(書面)
給与事務研修会	4. 1. 18～4. 2. 28	東京都	千葉県主催(書面)

(5) 三県人事委員会連絡協議会

会議名	開催期日	開催地	備考
給与担当課長会議	令和 3. 7. 21～3. 9. 7	書面開催	埼玉県主催
任用担当課長会議			中止

## 2 事務局職員名簿

(令和4年3月31日)

課	担当	職名	氏名	摘要
		事務局長	阿部 隆	保健医療部(埼玉県立大学派遣)へ出向
		副事務局長兼 総務給与課長	田口 修	雇用労働課へ出向
総務給与課				
		副課長	塚本 英樹	
	総務担当	主査 主事 会計年度任用	岡田 瑞恵 木原 彰駿 高橋 文佳	温暖化対策課へ出向
	給与制度担当	主幹 主査 主任 主事 主事 主事 主事	荒木 康正 菅原 和徳 小池 一輝 岩崎 伸広 大塚 優希 東郷 識子 板垣 初美	北部地域振興センターへ出向
任用審査課		課長	山岸 盛三	
	審査相談担当	主幹 主査 主任 主事 (併)主査	江森 昌子 池田 佳代 菊池 雄大 石井 早希子 桑名 卓也	東部環境管理事務所へ出向 東京事務所へ出向 本務河川砂防課
	採用試験担当	主幹 主査 主査 主任 主任 主事 主事 主事 会計年度任用	梶村 将 内海 誠 根本 美貴子 豊泉 英明 梶山 雄太 藤平 由衣 高波 千聖 岡安 瑛 大杉 紘子	産業支援課へ出向 下水道管理課(下水道公社派遣)へ出向 審査相談担当へ課内異動 雇用労働課へ出向
	昇任試験担当	主幹 主査 主査	橋本 直樹 宮山 理恵 猿田 達彦	人権・男女共同参画課へ出向

(令和4年4月1日)

課	担当	職名	氏名	摘要
		事務局長	細野 正	福祉部より昇任
		副事務局長兼 総務給与課長	澁澤 幸	人材活躍支援課から
総務給与課				
		副課長	塚本 英樹	
	総務担当	主査 主事 会計年度任用	岡田 瑞恵 川田 雪菜 高橋 文佳	人事課（人づくり広域連合）から
	給与制度担当	主幹 主査 主任 主任 主事 主事 主事	荒木 康正 菅原 和徳 小池 一輝 岩崎 伸広 大塚 優希 東郷 識子 永瀬 加世子	新規採用
任用審査課				
		課長	山岸 盛三	
	審査相談担当	主幹 主査 主任 主任 (兼)主幹	甘樂 章 池田 佳代 石井 早紀子 梶山 雄太 安藤 弘朗	県央地域振興センターから  採用試験担当から 本務設備課
	採用試験担当	主幹 主査 主査 主任 主事 主事 主事 主事 会計年度任用	立花 幹 荻野 和博 根本 美貴子 豊泉 英明 岡 千尋 高波 千聖 栗尾 亮哉 岡安 瑛 大杉 紘子	環境科学国際センターから 市町村課から  オリンピック・パラリンピック課から  川越比企地域振興センターから
	昇任試験担当	主幹 主査 主査	橋本 直樹 猿田 達彦 小林 真弓	秘書課から

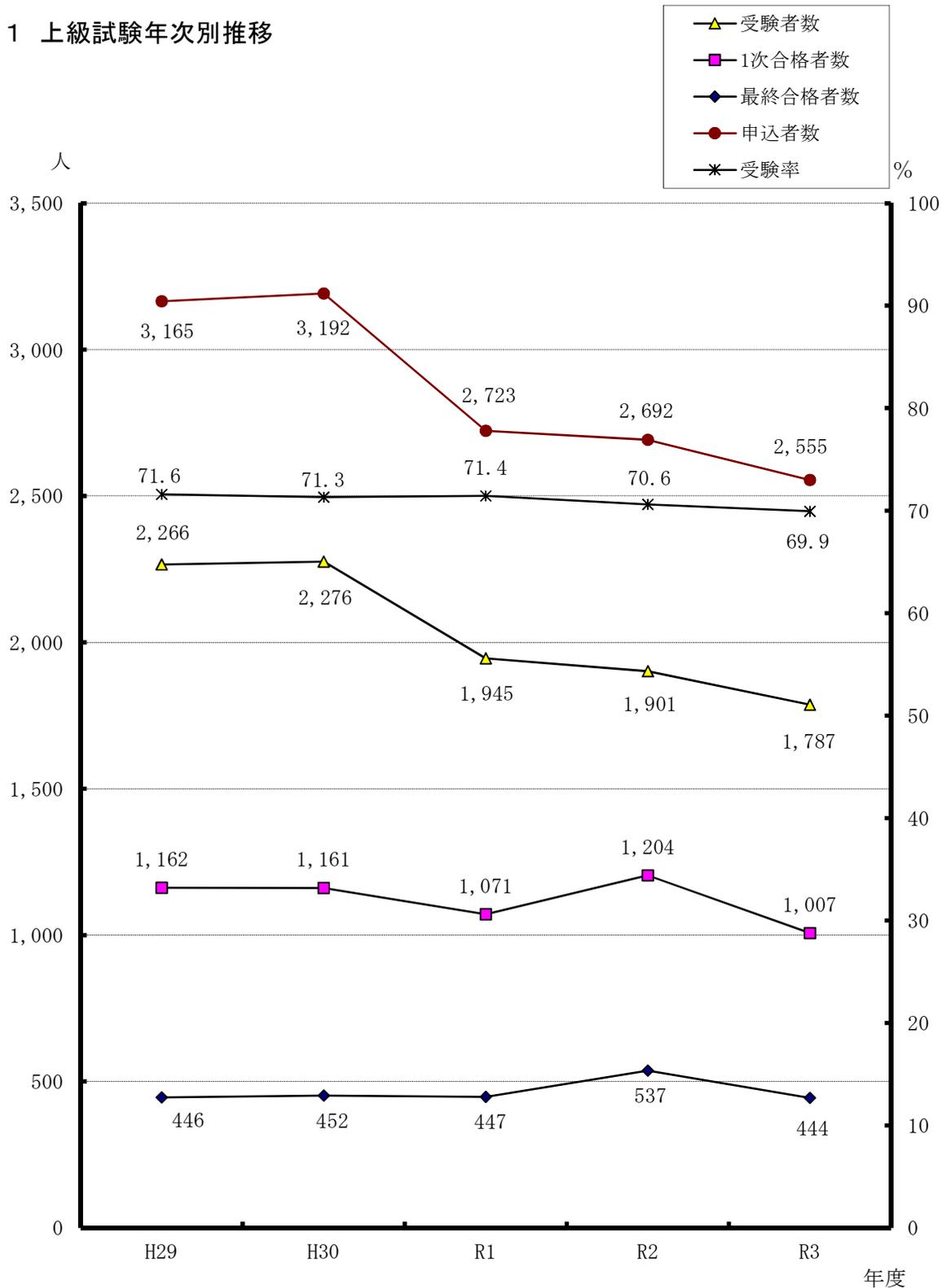
## 参 考 資 料

1	上級試験年次別推移	49
2	初級試験年次別推移	50
3	経験者職員採用試験年次別推移	51
4	免許資格職試験年次別推移	52
5	障害者を対象とした採用選考年次別推移	53
6	警察官採用試験年次別推移	54
7	主査級昇任試験年次別推移	55
8	職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況	56
9	採用候補者等の状況	57
10	採用試験及び採用選考の公募の方法について	58
11	令和3年度インターネット利用状況	59
12	県及び国における給与勧告（改定）の年次別推移	60



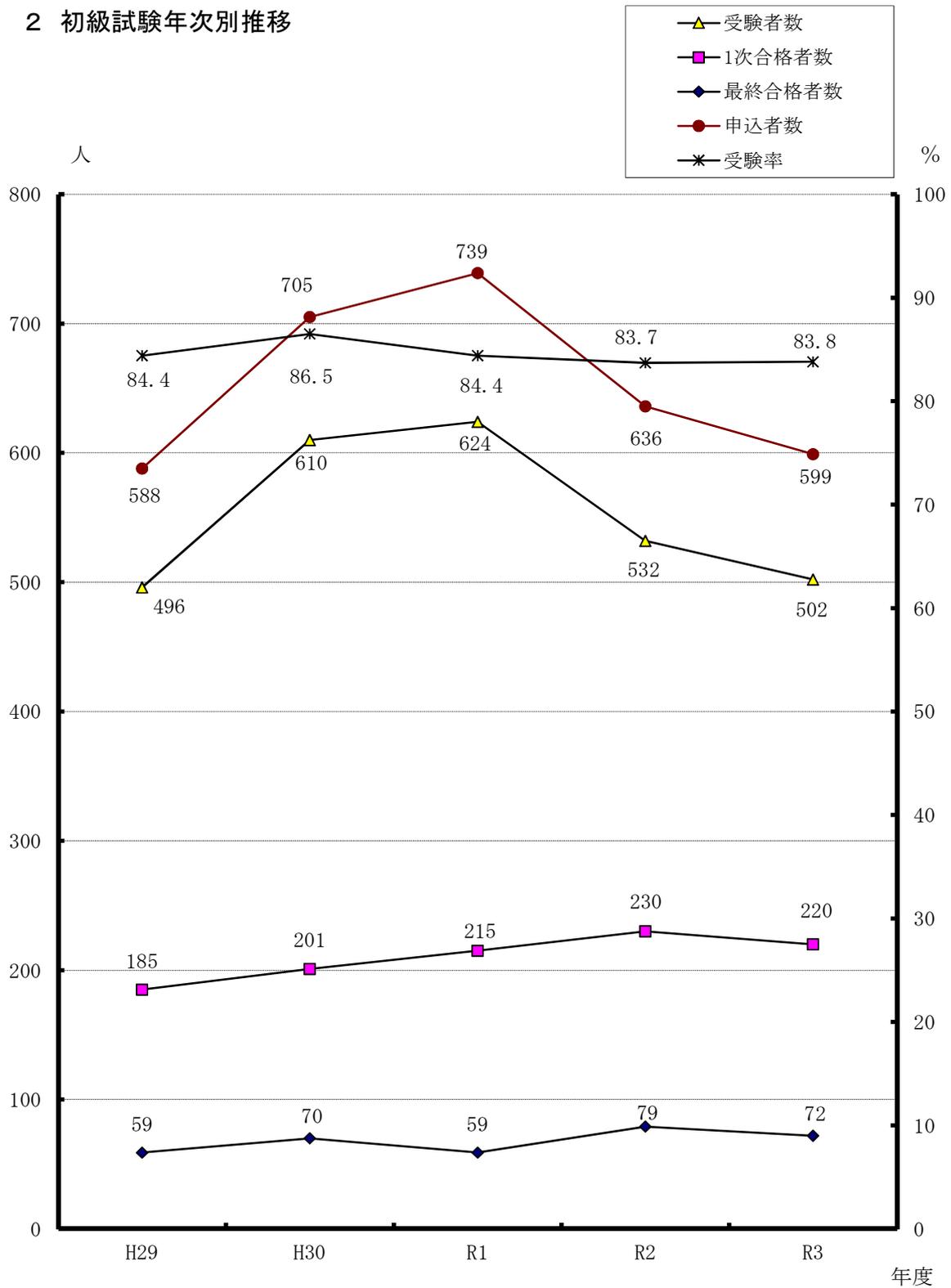


# 1 上級試験年次別推移



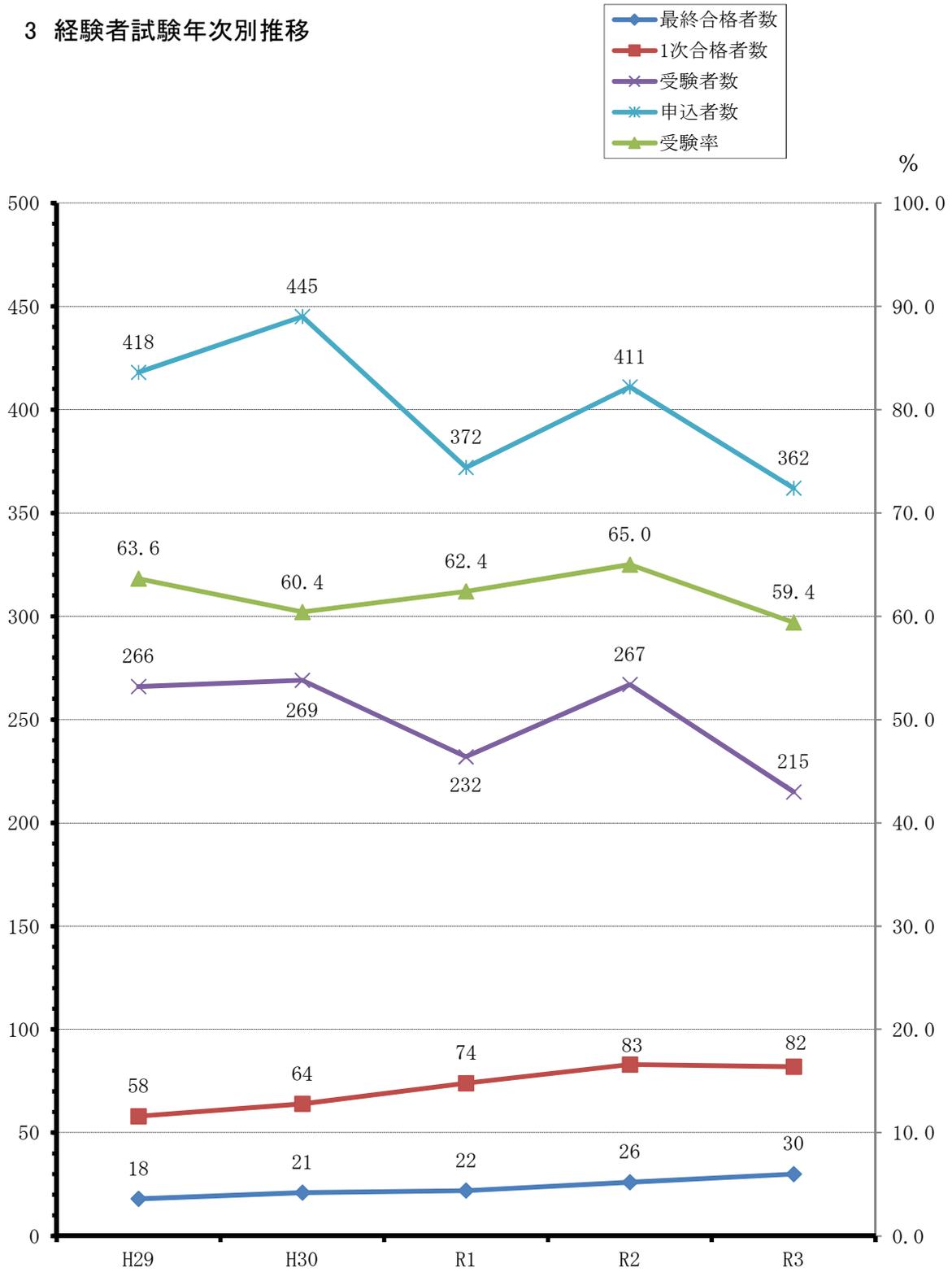
注 数字は、県職員上級、小・中学校事務上級、警察事務上級の各試験を合計したものの。

## 2 初級試験年次別推移

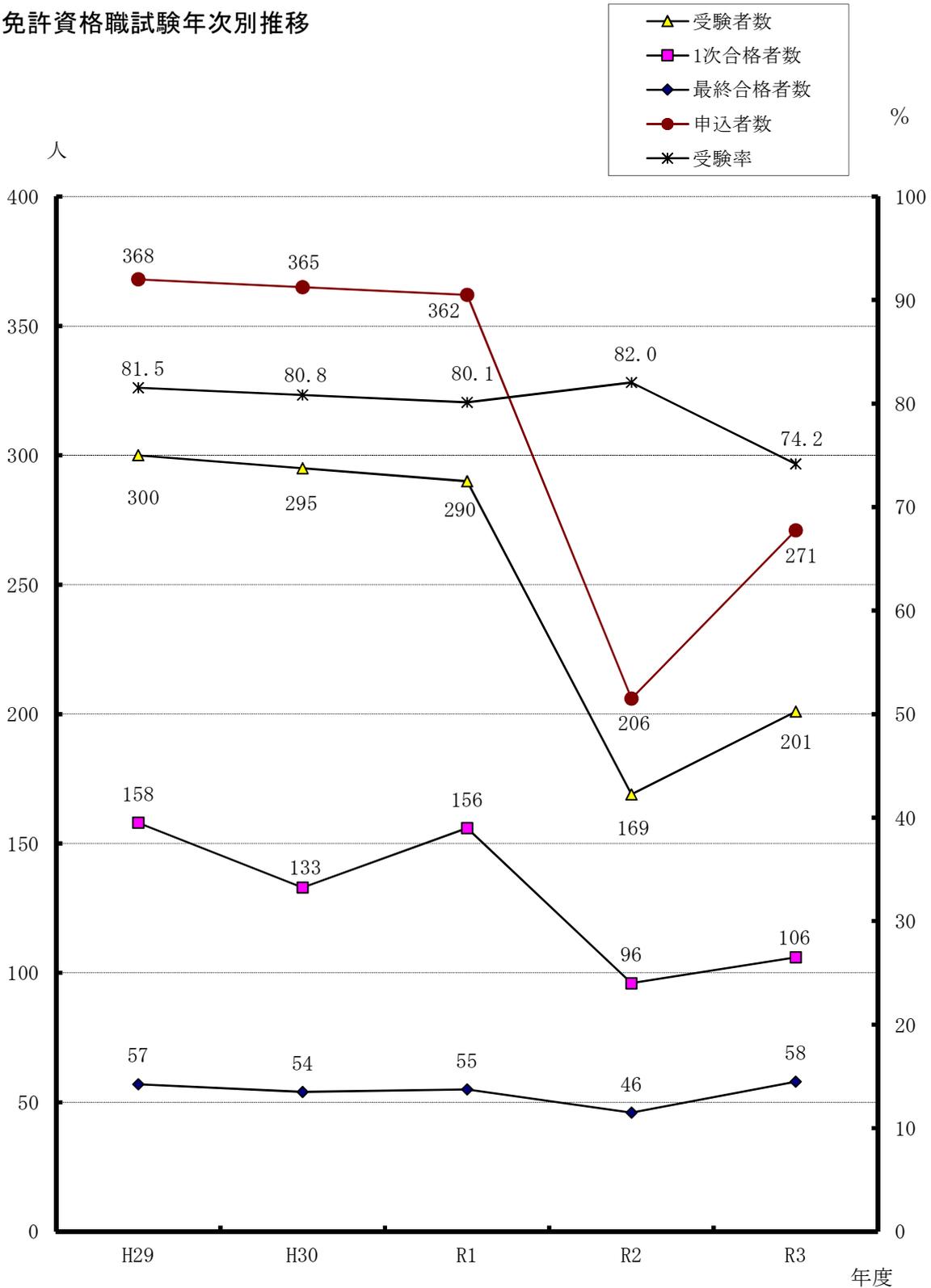


注 数字は、県職員初級、小・中学校事務初級、警察事務初級の各試験を合計したもの。

### 3 経験者試験年次別推移

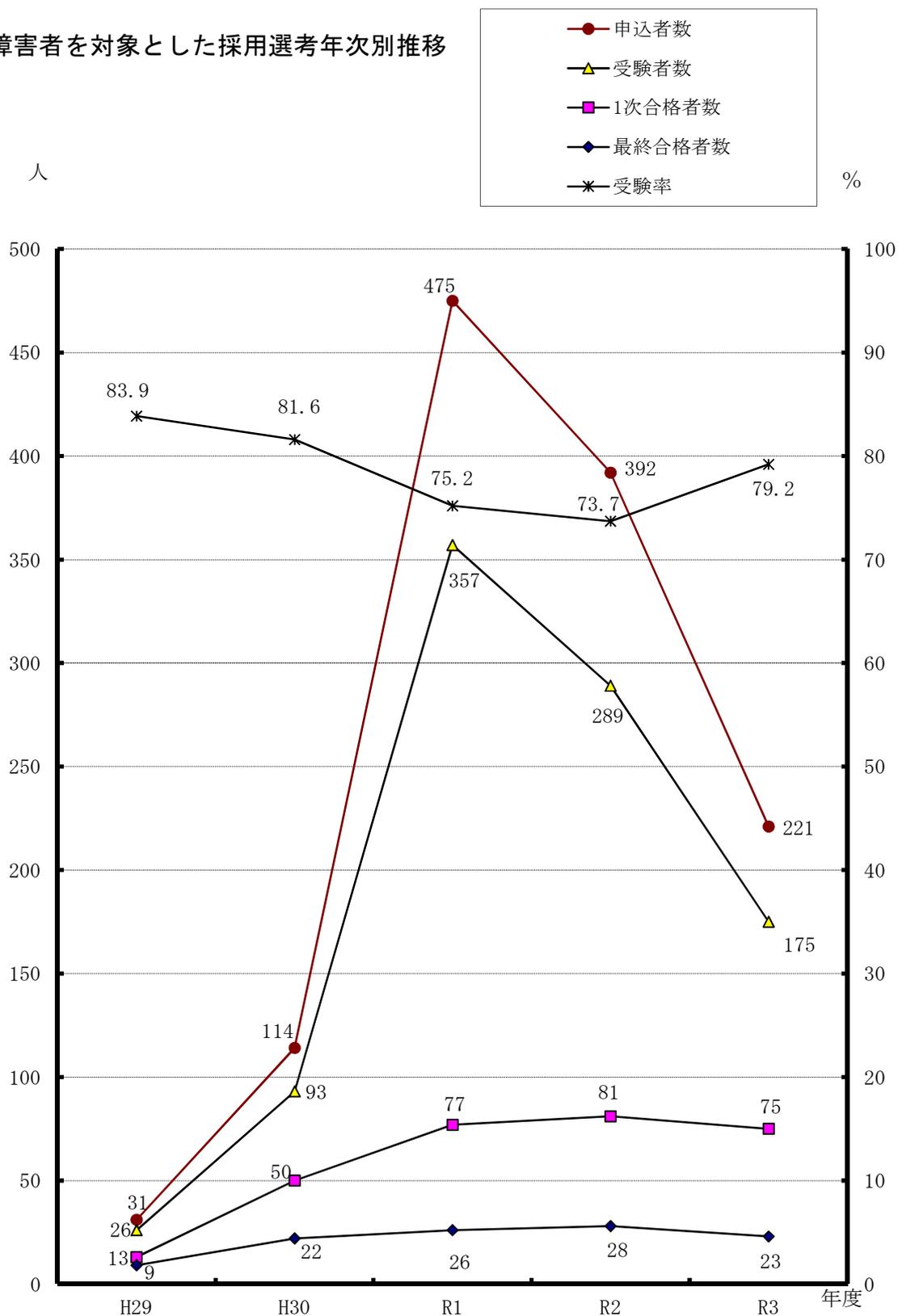


#### 4 免許資格職試験年次別推移



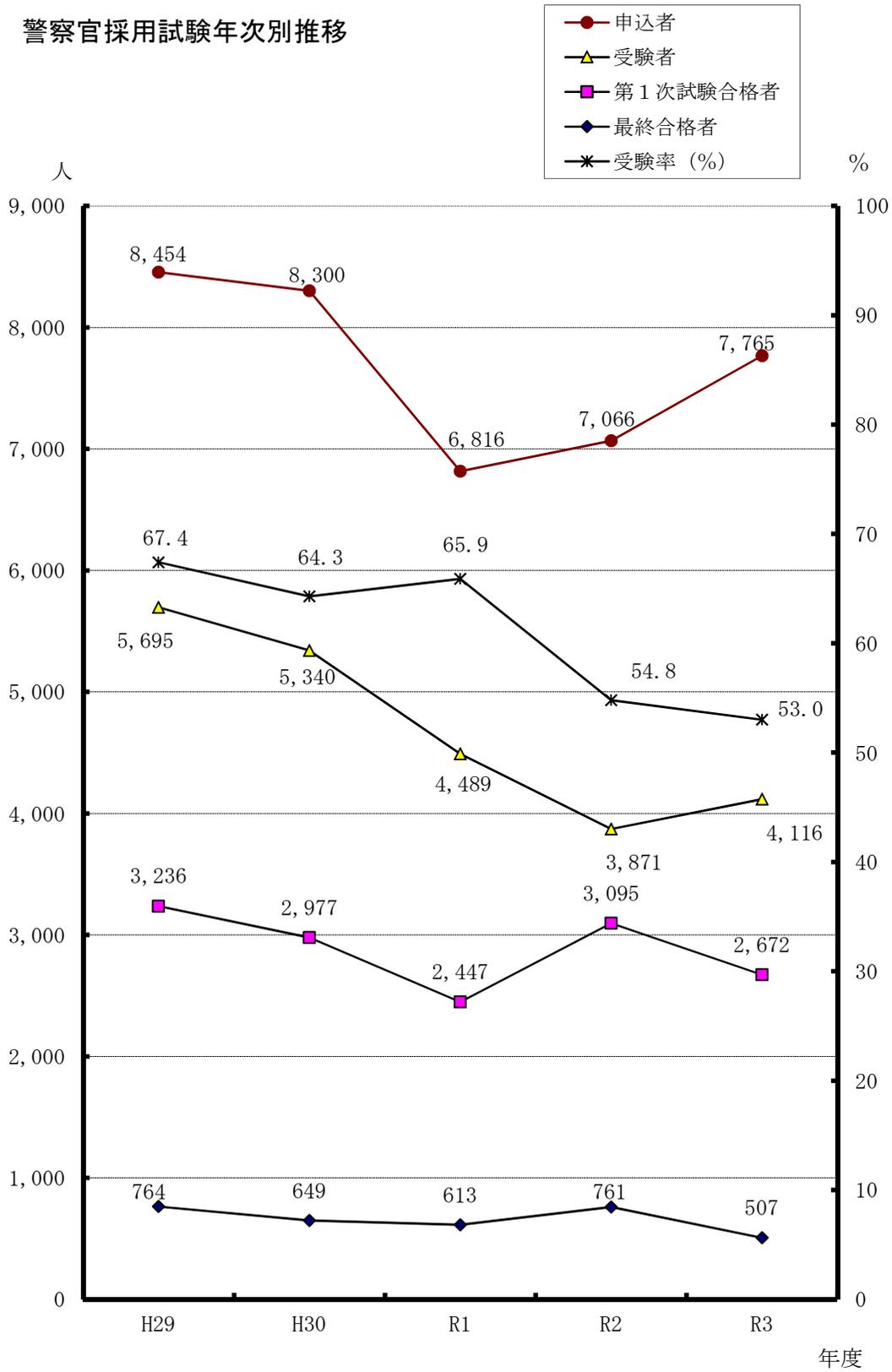
注 平成29年度は保健師(警察)の試験を実施していない。  
 平成30年度は栄養士の試験を実施していない。  
 令和2年度は管理栄養士及び栄養士の試験を実施していない。  
 令和3年度は管理栄養士の試験を実施していない。

## 5 障害者を対象とした採用選考年次別推移

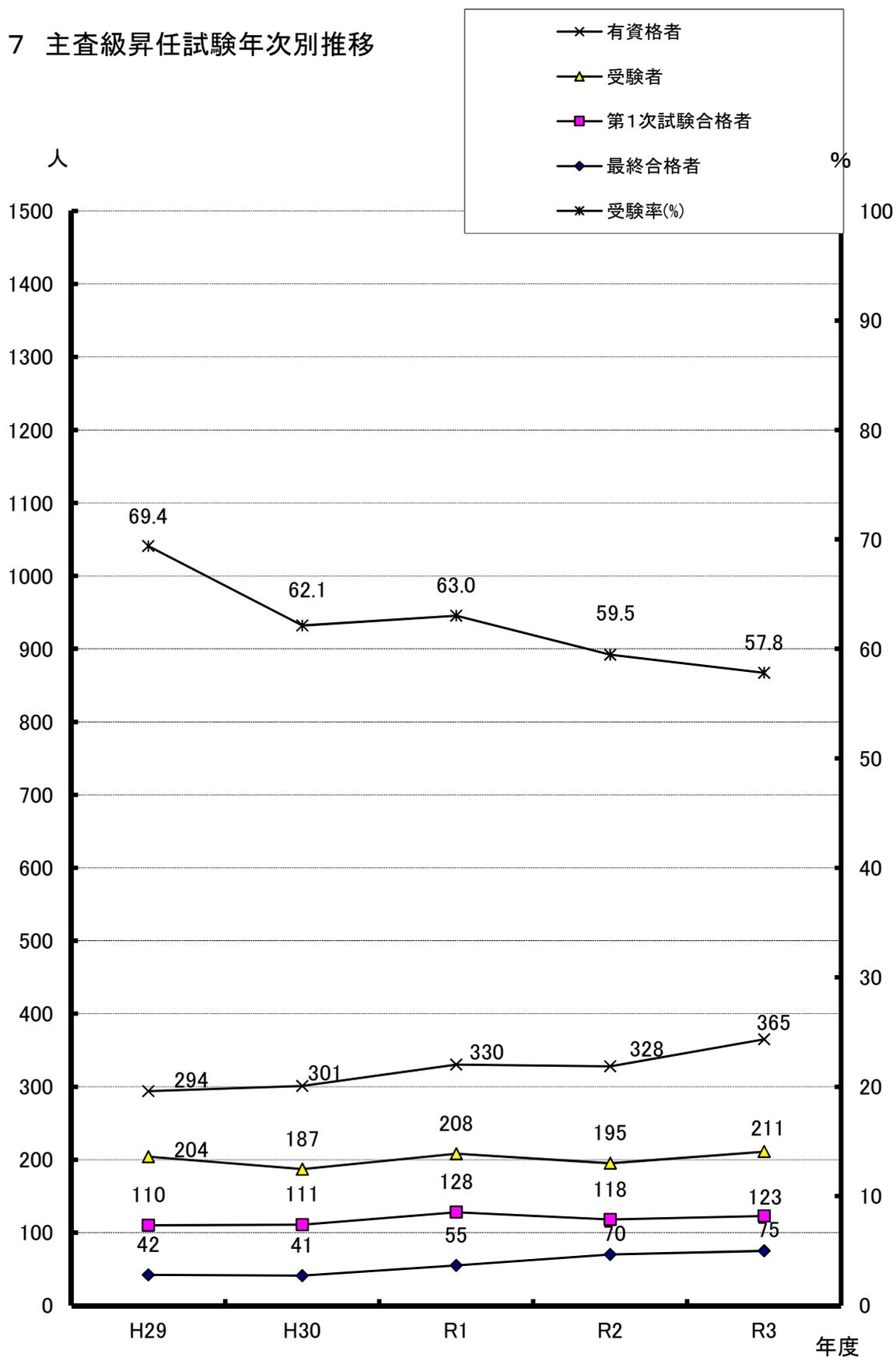


注 平成27年度より、身体障害の程度を「1級から4級まで」から「1級から6級まで」に拡大。  
 平成29年度より、年齢の上限を29歳から34歳に拡大。  
 平成30年度より、精神障害者を対象に追加。  
 令和元年度より、知的障害者を追加し、年齢の上限を34歳から58歳に拡大したほか「県内居住要件」及び「自力通勤」の要件を撤廃。

## 6 警察官採用試験年次別推移



## 7 主査級昇任試験年次別推移



注 第1次試験合格者は、第1次試験免除者を含む。

## 8 職員採用試験に係る自己情報の開示請求の状況

		令和元年度 請求者数	令和2年度 請求者数	令和3年度 請求者数
上 級 試 験	職 員	331	457	322
	小 ・ 中 事 務	24	32	27
	警 察 事 務	14	14	21
	小 計	369	503	370
初 級 試 験	職 員	23	14	11
	小 ・ 中 事 務	0	4	3
	警 察 事 務	2	7	7
	小 計	25	25	21
経 験 者 職 員		19	32	29
免 許 資 格 職		59	29	36
合 計		472	589	456

## 9 採用候補者等の状況

試験区分	職種	採用 予定者数 (人)	採用候補 者名簿登 載者数 (人)	採用者 合計 (人)	採用者の任命権者別内訳						採用率 (%)	
					知事	教育	警察	企業	下水	その他		
職員採用試験	上級試験	一般行政	169	284	186	147	35		2		2	65.5%
		福祉	37	16	10	10						62.5%
		心理	11	16	14	14						87.5%
		設備	12	9	7	4			2	1		77.8%
		設備(警察)	2	2	2			2				100.0%
		総合土木	41	29	23	16			3	4		79.3%
		建築	5	5	4	4						80.0%
		化学	5	5	4	3			1			80.0%
		農業	14	16	13	13						81.3%
		林業	6	5	5	5						100.0%
	小計	302	387	268	216	35	2	8	5	2	69.3%	
	初級試験	一般事務	11	20	13	6	7					65.0%
		設備	2	1	1				1			100.0%
		総合土木	4	2	2	1			1			100.0%
		小計	17	23	16	7	7	0	2	0	0	69.6%
	免許資格職	薬剤師	5	9	8	8						88.9%
		獣医師	13	14	10	10						71.4%
		保健師	20	22	19	19						86.4%
		栄養士	2	5	4		4					80.0%
		司書	6	8	8		8					100.0%
		小計	46	58	49	37	12	0	0	0	0	84.5%
	経験者試験	一般行政	5	5	3	3						60.0%
		心理	5	5	4	4						80.0%
		設備	5	7	4	1			2	1		57.1%
		総合土木	6	7	4	4						57.1%
		建築	2	3	2	2						66.7%
		農業	3	3	3	3						100.0%
		小計	26	30	20	17	0	0	2	1	0	66.7%
	県職員計		391	498	353	277	54	2	12	6	2	70.9%
	小・中学校事務	上級	24	30	25		25					83.3%
初級		18	37	16		16					43.2%	
小・中学校事務計		42	67	41	0	41	0	0	0	0	61.2%	
警察事務	上級	21	27	17			17				63.0%	
	初級	10	12	6			6				50.0%	
警察事務計		31	39	23	0	0	23	0	0	0	59.0%	
警察官採用試験	Ⅰ類	男性	151	235	145			145				61.7%
		女性	25	41	22			22				53.7%
	Ⅱ類	男性	40	40	16			16				40.0%
		女性	13	15	4			4				26.7%
	Ⅲ類	男性	151	142	88			88				62.0%
		女性	22	26	18			18				69.2%
計		402	499	293	0	0	293	0	0	0	58.7%	
国際捜査	Ⅰ類	5	3	3			3				100.0%	
武道・体育指導	Ⅰ類	6	4	4			4				100.0%	
サイバー犯罪捜査	Ⅰ類	1	0	0							-	
サイバー犯罪捜査	Ⅱ類	1	1	1			1				100.0%	
警察官計		415	507	301	0	0	301	0	0	0	59.4%	
総合計		879	1,111	718	277	95	326	12	6	2	64.6%	

令和4年4月1日時点

10 採用試験及び採用選考の公募の方法について

区分	試験 (選考) 実施日	申込 付 期 間	公募の方法						
			告示 (県報)	彩の国だより		テレビ・ラジオ等	新聞	受験案内の配布	
				掲載日	掲載内容			配布時期	配布方法
上級試験 免許資格職試験 (薬剤師、獣医師、 保健師)	(1次) 6/20 (2次) 7/12～8/20	インターネット 5/7～5/17	4/30	4/30	・試験区分 ・受験資格 ・第1次試験日 ・申込受付期間 ・受験案内の配布方法	NACK5「朝情報☆埼玉」 5/11	-	5/6から	・人事委員会事務局ホームページで公開 ・県内警察署及び採用センターで配布（警察事務のみ）
初級試験 免許資格職試験 (栄養士、司書)	(1次) 9/26 (2次) 10/14～10/28	インターネット 8/20～8/30	4/30	7/31	・試験区分 ・受験資格 ・第1次試験日 ・申込受付期間 ・受験案内の配布方法	NACK5「朝情報☆埼玉」 8/23	-		・人事委員会事務局ホームページで公開
経験者試験	(1次) 9/26 (2次) 10/31 (3次) 11/28	インターネット 8/20～8/30	4/30	7/31	・試験区分 ・受験資格 ・第1次試験日 ・申込受付期間 ・受験案内の配布方法	NACK5「朝情報☆埼玉」 8/23	-		・人事委員会事務局ホームページで公開
主 な 採 用 選 考	人 が 事 務 員 募 集 会	障害者 (身体、 精神的)	(1次) 7/1～8/30 10/17 (2次) 8/20～8/30 11/13	郵送 7/1～8/30 インターネット 8/20～8/30 持参 8/24～8/30	-	-	NACK5「朝情報☆埼玉」 7/16	-	・県民案内室、地域振興センター、県税事務所(3か所)、 総合リハビリテーションセンター、県内の公共職業安定所等で配布 ・県内の大学、短大、高校及び特別支援学校に送付 ・総務省、人事院、各都道府県、政令指定都市、特別区及び 県内市町村に送付 ・住宅供給公社住まい相談プラザ等で配布
		就職 氷河期	(1次) 書類選考 (2次) 10/12～11/4 (3次) 12/3	インターネット 8/20～8/30	-	7/31	・受験資格 ・第1次選考日 ・申込受付期間 ・受験案内の配布方法	-	-
パンフレット 採用試験の案内及び県の施策のPRなど								3/1から	・県民案内室、地域振興センター、県税事務所(3か所)、 東京事務所及びヤングキャリアセンター埼玉で配布 ・全国の大学、県内・近県の短大及び県内の高校に送付 ・総務省、人事院、各都道府県、政令指定都市、特別区及び 県内市町村に送付 ・住宅供給公社住まい相談プラザで配布

## 1 1 令和3年度インターネット利用状況

### (1) ホームページ閲覧数

	月別件数	累 計
4月	25,864	25,864
5月	35,410	61,274
6月	39,096	100,370
7月	37,955	138,325
8月	41,107	179,432
9月	24,263	203,695
10月	20,957	224,652
11月	10,223	234,875
12月	8,695	243,570
1月	10,872	254,442
2月	16,357	270,799
3月	21,774	292,573

※合格発表サイト閲覧数はサイトリニューアルにつき、集計不可。

1 2 県及び国における給与勧告（月例給改定）の年次別推移

年	県			国		
	(%) 率	(円) 金額	勧告実施日 (年月日)	(%) 率	(円) 金額	勧告実施日 (年月日)
H21	△0.18	△755	H21.9.15	△0.22	△863	H21.8.11
H22	△0.13	△536	H22.9.17	△0.19	△757	H22.8.10
H23	—	—	H23.10.27	△0.23	△899	H23.9.30
H24	—	—	H24.10.18	—	—	H24.8.8
H25	—	—	H25.10.17	—	—	H25.8.8
H26	0.37	1,486	H26.10.16	0.27	1,090	H26.8.7
H27	0.45	1,781	H27.10.19	0.36	1,469	H27.8.6
H28	0.42	1,641	H28.10.20	0.17	708	H28.8.8
H29	0.24	949	H29.10.19	0.15	631	H29.8.8
H30	0.17	662	H30.10.18	0.16	655	H30.8.10
R1	0.12	446	R1.10.23	0.09	387	R1.8.7
R2	—	—	R2.11.12	—	—	R2.10.28
R3	—	—	R3.9.9	—	—	R3.8.10

# 人事委員会年報

令和3年度版

令和4年11月発行

編集・発行 埼玉県人事委員会事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

(TEL) 048-830-6415[直通]

(FAX) 048-830-4930

